



日本貿易振興機構(ジェトロ)

EU 人権・環境デューディリジェンス 法制化の最新概要

2025 年 5 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ブリュッセル事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

I.	企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）の概要	5
1.	全体像	5
2.	背景	5
3.	沿革	6
4.	定義	9
5.	CSDDD の適用対象企業	11
(1)	適用基準	11
(2)	適用開始時期	11
6.	CSDDD の対象となる人権・環境への影響	12
(1)	人権への負の影響	12
(2)	環境への負の影響	14
7.	CSDDD で定められる義務	16
(1)	概要	16
(2)	各義務の解説	17
(3)	グループレベルでのデューディリジェンスの実施	23
8.	制裁、民事責任・損害賠償責任	24
(1)	各 EU 加盟国の監督当局の権限	24
(2)	制裁・罰則	24
(3)	民事責任・損害賠償責任	25
(4)	非 EU 企業への法執行	25
II.	国際的枠組および欧州の法令と CSDDD の国内法化に向けた動向	27
1.	国際的枠組との関係	27
2.	EU における他の枠組との関係	28
(1)	全体像	28
(2)	CSDDD と EU における他の枠組の関係	29
3.	先行する欧州における他の法令などと CSDDD	30
(1)	全体像	30
(2)	CSDDD と先行する国内法の関係	31
(3)	国別の状況	32
III.	CSDDD 実務上の注意点・対策	37
1.	概要	37
2.	CSDDD 適用対象会社による対策	38
(1)	適用対象か否かの査定	38
(2)	事業体制、戦略、方針の見直し	39
(3)	協力体制の構築	39
(4)	活動の連鎖の把握	39
(5)	ステークホルダーとの信頼関係の構築（取引先との契約の見直しを含む）	39
(6)	法令遵守のための計画策定（他の法令遵守との調整を含む）	40
(7)	産業別、多様なステークホルダー主導の取組の活用	40
(8)	顕著な変化の活用	40
(9)	ガイドライン、国内法化の動向の継続的注視	41
(10)	オムニバス法案の動向の継続的注視	41
3.	CSDDD 適用対象外の会社による対策	42
4.	まとめ	42
IV.	強制労働製品の域内流通禁止規則の概要	44
1.	全体像	44
2.	背景	44
3.	沿革	44

4.	適用対象.....	45
5.	内容	45
(1)	規制の内容	45
(2)	リスクベースに基づく調査.....	46
(3)	情報収集.....	47
6.	主導管轄当局	47
7.	決定	47
8.	制裁	48
9.	遵守のための支援	48
(1)	プラットフォーム	48
(2)	ポータルウェブサイト	48
(3)	ガイドライン	49
10.	デューディリジェンスとの関係	49
11.	実務上の注意点・対策	49
(1)	サプライチェーンの把握・分析	50
(2)	既存の法令遵守体制の活用・更新.....	50
(3)	事業方針の確認、運用	51
(4)	高リスク製品の把握.....	51
(5)	通関のための追加書類.....	51
(6)	ガイドライン、国内法化の動向の継続的注視	51
12.	まとめ	52
V.	別紙：人権・環境デューディリジェンス実施のための参考資料.....	53

はじめに

欧州連合（EU）におけるサステナビリティをめぐる法制化や法改正は変化が目まぐるしい状況にある。EU では、人権・環境を含むサステナビリティ関連の取組は、EU の経済成長策の一環として強く推進されてきた。例えば 2019 年から 2024 年の 5 年間、気候と環境に関する課題を、EU 経済を持続可能にするための好機と捉え直し、「欧州グリーン・ディール」¹、「欧州デジタル化対応」、「人々のための経済」、「国際社会におけるより強い欧州」、「欧州的生活様式の推進」、「欧州の民主主義のさらなる推進」から成る戦略的目標の実現に優先的に取り組んできた²。また、持続可能な経済への移行を、全ての人々にとって公正かつ包括的なものにすべく、「誰一人取り残されることのない持続可能な社会の実現」を目指し、多くの政策を進めてきた。欧州委員会の委員長として、2029 年までの続投が決まったウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長が発表した 2024 年から 2029 年までの今後 5 年間の政治指針³においても、EU 産業界の競争力強化を掲げる一方で、従来の欧州グリーン・ディール政策を維持する方針を表明しており、EU において人権・環境を含む企業持続可能性への取組は継続していくことが見込まれる。

近年の企業のサプライチェーンにおける人権・環境に対する取組や開示などに関する法制化や法改正もこのような政策実現の一環である。例えば 2021 年 1 月に、スズ、タンタル、タングステン、金などを紛争地域および高リスク地域から調達する EU の精錬事業者や輸入事業者に対して、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューデリジェンスの実施を義務付ける紛争鉱物資源規則⁴が適用を開始した。2023 年 1 月には、一定規模以上の企業に対して人権・環境を含むサステナビリティ関連の報告を求める企業持続可能性報告指令（CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive）⁵が施行されたほか、2023 年 6 月には森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する森林破壊防止規則（EUDR : EU Deforestation Regulation）⁶が施行された（適用開始時期は 2024 年 12 月 30 日からであったが、2025 年 12 月 30 日に延期された）。また、2023 年 8 月にはバッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定するバッテリー規則（Battery Regulation）⁷も施行された。さらに、2024 年 7 月には企業に人権・環境に関するデューデリジェンスの実施と企業活動による負の影響の特定、防止、是正などを求める企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD : Corporate Sustainability Due Diligence Directive）⁸が、2024 年 12 月には強制労働により生産された製品の EU 域内流通と EU 域外への輸出を禁止する強制労働製品の域内流通禁止規則（Regulation on Prohibiting Products made with forced labour on the Union market）

¹ European Commission, “The European Green Deal” COM(2019) 640 final (11 December 2019) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2019:640:FIN>>.

² European Commission, “6 Commission priorities for 2019-2024” (16 July 2019) <https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024_en>.

³ European Commission, “Political guidelines 2024-2029” (18 July 2024) <https://commission.europa.eu/about-european-commission/commission-2024-2029/president-elect-ursula-von-der-leyen_en>.

⁴ Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas <<http://data.europa.eu/eli/reg/2017/821/oj>>.

⁵ Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>>.

⁶ Regulation (EU) 2023/1115 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1115/oj>>.

⁷ Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1542/2024-07-18>>.

⁸ Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj>>.

(以下、「強制労働製品禁止規則」という。)がそれぞれ施行されるなど、法制化や法改正の動きが顕著である。今後は法制化の段階から、施行された法令を実際に適用・運用していく本格的な実施段階へと進むこととなる。人権の尊重や環境保護への取組の重要性に対する認識はステークホルダーの間でおおむね一致しており、今後も EU における重要課題になるとみられる。

一方で、企業側の行政手続、規制対応、報告義務といった過度の負担に対する懸念も指摘されており、EU はその対応に追われている⁹。2024 年 11 月、欧州理事会 (EU 首脳会議) は、EU 産業界のさらなる競争力強化に向け、複数の規制において重複する義務を軽減する法案を 2025 年上半期に提案することを欧州委員会に求めた¹⁰。これを受けて欧州委員会は 2025 年 2 月にサステナビリティに関するデューディリジェンス実施や開示義務を大幅に簡素化するオムニバス指令案を公表¹¹。2025 年 4 月には CSDDD の国内法化の期限と適用開始時期を一部変更する **Stop-the-Clock** オムニバス指令¹²が施行された。また、実際の要件緩和に関するオムニバス指令案¹³も EU 理事会および欧州議会で審議される予定で、その結果次第では CSDDD の下での義務が大きく軌道修正される可能性がある。

要件緩和に関するオムニバス指令案の動向次第では、企業に課されるデューディリジェンス実施義務や開示義務が簡素化される可能性があるが、EU では欧州グリーン・ディールの関連目標は引き下げておらず、企業持続可能性への取組は引き続き推進するとされている。サステナビリティに関連する法令の実施負担軽減と、サステナビリティ関連の目標の効果的な達成をどのように両立するかは大きな課題であり、今後も企業持続可能性に関する各種法令の対象企業は関連する法令の遵守が求められることには変わりがない。仮に各種法令の直接の対象とならない場合であっても、従業員、取引先、権利保持者、地域社会を含むあらゆる利害関係者 (ステークホルダー) からの要請により、人権・環境に対する取組に向けた圧力を受けることになる。

本報告書は、冒頭で掲げた欧州における企業持続可能性に関連する法令のうち、日本企業にとって直接的・間接的な影響が大きいとみられる CSDDD を取り上げ、今後の規制対応に備え、規制の概要を解説する。その上で、適用対象企業になる場合に想定される実務上の注意点・対策や、適用対象とならない場合でも、適用対象企業と直接・間接的に取引関係にある場合の影響および留意点に言及する。なお、オムニバス指令案の審議の結果次第で、義務要件が大幅に簡素化される可能性があるため、本報告書公表時点における要件緩和に関するオムニバス指令案についても触れることとする。ただし、今後の EU 理事会および欧州議会の審議次第ではさらに内容が変更になる可能性があることに注意が必要である。さらに、人

⁹ Mario Draghi, “The future of European competitiveness - In-depth analysis and recommendations” (9 September 2024) <https://commission.europa.eu/topics/strengthening-european-competitiveness/eu-competitiveness-looking-ahead_en>; Enrico Letta, “Much more than a market: empowering the single market to deliver a sustainable future and prosperity for all EU citizens (April 2024) <<https://www.consilium.europa.eu/media/ny3j24sm/much-more-than-a-market-report-by-enrico-letta.pdf>>.

¹⁰ European Council, Press release “Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal” (8 November 2024) <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/11/08/the-budapest-declaration/>>.

¹¹ European Commission, News Article “Commission proposes to cut red tape and simplify business environment” (26 February 2025) <https://commission.europa.eu/news/commission-proposes-cut-red-tape-and-simplify-business-environment-2025-02-26_en>. 適用開始時期および国内法化の期限に関する変更を定めたオムニバス指令案 (Omnibus I – COM (2025) 80) と要件緩和に関する変更を定めたオムニバス指令案 (Omnibus I – COM (2025) 81) に区別される。本報告書では、原則として前者を「**Stop-the-Clock** オムニバス指令案」、後者を単に「オムニバス指令案」と呼称する。

¹² Directive (EU) 2025/794 of the European Parliament and of the Council of 14 April 2025 amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2025/794/oj>> (「**Stop-the-Clock** オムニバス指令」)。

¹³ European Commission, Omnibus I <https://commission.europa.eu/publications/omnibus-i_en>.

権・環境に関するデューディリジェンスに関する法制化が先行するドイツやフランスをはじめ、主要加盟国の今後の動きについても触れる。また、強制労働製品の域内流通禁止規則（強制労働製品禁止規則）についても概要を説明する。

世界共通の課題である企業活動がもたらす人権や環境への影響と産業競争力強化・経済成長の両立への関心が高まる中、本報告書が CSDDD および強制労働製品禁止規則の現状を把握するための一助となれば幸甚である。

本報告書の構成

- I. 企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）の全体像
- II. 国際的枠組および欧州の法令と CSDDD の国内法化に向けた動向
- III. CSDDD 実務上の注意点・対策
- IV. 強制労働製品の域内流通禁止規則の概要
- V. 別紙：人権・環境デューデリジェンス実施のための参考資料

【留意事項】

- ・本報告書は、Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH に委託し作成した。
- ・本報告書の内容は、2025 年 4 月 30 日時点の情報に基づくものである。
- ・EU ではサステナビリティ関連規制の改正速度がめまぐるしく、本報告書に掲載されている情報が短期間で更新される可能性があるため、最新情報は本文脚注に記載している欧州委員会や各国規制当局のウェブサイトや法令原文をご参照いただきたい。

2025 年 5 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ブリュッセル事務所

I. 企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）の概要

1. 全体像

2024 年 7 月 25 日に施行された EU の企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD：Corporate Sustainability Due Diligence Directive）¹⁴は、事業分野に関係なく、一定規模以上の企業に対して、人権・環境デューディリジェンスを義務付けるものだ。デューディリジェンスの範囲には、自社や子会社に加え、企業の上流および一部の下流における直接的・間接的な取引先を含めた「活動の連鎖」（chain of activities）が含まれる。適用対象企業には、人権や環境に対する負の影響に関するデューディリジェンスの実施のほか、地球温暖化を産業革命前から 1.5 度に抑えるというパリ協定の目標に整合する気候変動緩和のための移行計画の策定と実施などが義務付けられる。Stop-the-Clock オムニバス指令により、当初より 1 年延期された 2027 年 7 月 26 日¹⁵までに、CSDDD による要請に従って各 EU 加盟国において国内法化され、対象企業に適用されることになる。仮に CSDDD の適用対象企業¹⁶とならなくても、取引先や従業員、権利保持者、地域社会を含むあらゆる利害関係者（ステークホルダー）からの要請により、対応を求められるなどの影響が予想される。

なお、2025 年 2 月 26 日に、欧州委員会はサステナビリティに関するデューディリジェンス実施や開示義務を大幅に簡素化するオムニバス指令案を公表しており¹⁷、今後 CSDDD の適用要件および義務内容が大きく変更される可能性がある。オムニバス指令案のうち、CSDDD の国内法化期限および適用開始時期を 1 年延期するオムニバス指令（「Stop-the-Clock オムニバス指令」）¹⁸は 2025 年 4 月 17 日に既に施行済で、各 EU 加盟国は 2025 年 12 月 31 日までに Stop-the-Clock 指令を国内法化する必要がある。一方、適用要件および義務内容の緩和に関するオムニバス指令案については、その内容が EU 理事会および欧州議会で審議される予定であり、その審議の動向次第で具体的な緩和内容が変わることが見込まれる。本報告書は 2025 年 4 月 30 日現在有効な CSDDD に基づくものとし、欧州委員会が公表したオムニバス指令案で提案されている内容についても概説する。

2. 背景

EU にとって、持続可能な経済への移行は優先的な政治課題である。持続可能で公正な経済と社会を構築する上で企業が果たす役割は大きい。企業による事業活動は、製品やサービスを通じた人々の生活水準の向上、雇用創出といった経済や社会に大きな影響を有する。一方、企業の行動次第では、人権や環境に深刻な負の影響をもたらしうるため、サプライ

¹⁴ Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859 (Text with EEA relevance) (“CSDDD”) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj>>.

¹⁵ オムニバス指令の施行により、当初 2026 年 7 月 26 日が期限とされていた国内法化の期限が 2027 年 7 月 26 日までに延長された（CSDDD 第 37 条 1 項、Stop-the-Clock オムニバス指令第 2 条）。

¹⁶ 正確には、CSDDD に沿った各国の国内法の適用対象となるか否かを判断していく必要があるが、本報告書ではわかりやすく CSDDD の適用対象企業と表現する。

¹⁷ European Commission, News Article “Commission proposes to cut red tape and simplify business environment” (26 February 2025) <https://commission.europa.eu/news/commission-proposes-cut-red-tape-and-simplify-business-environment-2025-02-26_en>. 適用開始時期および国内法化の期限に関する変更を定めた Stop-the-Clock オムニバス指令案（Omnibus I – COM (2025) 80）と要件緩和に関する変更を定めたオムニバス指令案（Omnibus I – COM (2025) 81）に区別される。

¹⁸ Directive (EU) 2025/794 of the European Parliament and of the Council of 14 April 2025 amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2025/794/oj>>.

チェーンにおけるデューディリジェンスの要請を含め、企業が事業活動を行う上で社会に対し責任ある行動をとることを求める国際的枠組が整備されてきた。

サプライチェーンにおける人権や環境に関するデューディリジェンスに関する重要な国際的枠組としては、例えば、「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP：Guiding Principles on Business and Human Rights）」（以下、「国連指導原則」という。）¹⁹、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（OECD Guidelines for Multinational Enterprises）」（以下、「OECD 多国籍企業行動指針」という。）²⁰、国際労働機関（ILO：International Labour Organization）の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（MNE Declaration: Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy）」（以下、「ILO 多国籍企業宣言」という。）²¹が挙げられる。

一方、これらの国際的枠組は法的拘束力を持たないため、企業による取組状況に格差が生じていた。また、国家レベルでも企業による対応を促進するために人権・環境に関するデューディリジェンスを法制化する国とそうでない国がある。企業にとっては予見可能性が乏しく業務上の負担が大きいという課題が指摘され、EU レベルでの調和のとれた人権・環境に関するデューディリジェンスに関するルール作りを推奨する報告書²²も出されていた。

このような背景から、国際的枠組で求められる人権や環境に関するデューディリジェンスに関するルールの統一化と実施促進を目的として、EU レベルでの法的枠組を整備するために立法されたのが CSDDD である。このため、CSDDD と上記の国際的枠組の根本は矛盾するものではなく、相互補完関係にあるといえる²³。

3. 沿革

EU における CSDDD 成立までの立法過程は、EU 理事会（閣僚理事会）と欧州議会の間で政治的合意に到達したとの発表後も一時は成立があやぶまれるなど、「ジェットコースター」と形容されるほど激しい紆余曲折を経たものであった。また、CSDDD 成立後も、2025 年 2 月には早くもその適用要件および義務内容の緩和を提案するオムニバス指令案が公表されており、今後 EU 理事会および欧州議会の審議を経て、結局将来的にどのような義務が企業に課されるのか、未だ流動的な状況であり、継続して立法や改正状況を注視する必要がある。

CSDDD 成立の根源は、「国家の人権保護義務」、「企業の人権尊重責任」、「救済へのアクセス」を骨格とする「国連指導原則」²⁴が国連の人権理事会で支持された 2011 年に遡る。同年、欧州委員会は、国連指導原則を実行するため、政策文書「企業の社会的責任に関

¹⁹ ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）
<https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/>.

²⁰ OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（OECD Guidelines for Multinational Enterprises）
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>>.

²¹ 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（MNE Declaration） <<https://www.ilo.org/publications/tripartite-declaration-principles-concerning-multinational-enterprises-and-3>>.

²² European Union, “Study on due diligence requirements through the supply chain” (January 2020) <<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/8ba0a8fd-4c83-11ea-b8b7-01aa75ed71a1/language-en>>; European Commission, “sustainable corporate governance initiative, summary report - public consultation” <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12548-Sustainable-corporate-governance/public-consultation_en>.

²³ CSDDD 前文 (5) (6) (14) (20) (37) (51) (59) (62)

²⁴ ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）
<https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/>.

する新戦略」²⁵を公表し、EU 加盟国に対して国別行動計画（NAP：National Action Plan）²⁶の策定を求めた。NAP の内容には EU 加盟国間で格差があったところ、2018 年には、「持続可能な成長への資金提供に関する行動計画」²⁷の中でサプライチェーンにおけるデューディリジェンスの義務化に向けた検討開始が掲げられた。2020 年から 2021 年にかけて実施されたデューディリジェンスの法制化についての協議、評価、公開諮問²⁸などを経て²⁹、2022 年 2 月 23 日、欧州委員会は数度にわたる延期後、サプライチェーンにおけるデューディリジェンスの EU レベルでの義務化を目指す CSDDD 法案を公表した³⁰。

これを受けて、2022 年 12 月 1 日に EU 理事会が、2023 年 6 月 1 日に欧州議会がそれぞれの交渉上の立場を採択した³¹。欧州委員会、欧州議会、EU 理事会の三者交渉を経て 2023 年 12 月 14 日には、CSDDD の内容について暫定的な政治的合意に至ったとの発表がなされたものの、2024 年 2 月 28 日の EU 理事会で最終承認が得られず、CSDDD の成立には至らなかった。

その後、2024 年 3 月 15 日に EU 理事会が適用対象企業の範囲を縮小した修正案で合意。2024 年 4 月 24 日に欧州議会も当該修正案を採択、2024 年 5 月 24 日には EU 理事会も最終的に承認した。結局反対票を投じた加盟国はなかったものの、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、ドイツ、エストニア、ハンガリー、リトアニア、マルタ、スロヴァキアの 10 カ国は投票を棄権するなど、紙一重での成立だった。2024 年 6 月 13 日に欧州議会議長および EU 理事会議長の署名を経て³²、2024 年 7 月 5 日に EU 官報に掲載、2024 年 7 月 25 日に施行された³³。

このような紆余曲折があったのは、産業界からの懸念の声が強かったことも一因といえる³⁴。例えば、立法過程において、ビジネスヨーロッパ（欧州産業連盟）など欧州で活動する 36 産業団体は、環境保護や人権尊重といった CSDDD の目的には賛同しつつ、政策の目的と手段のバランスが取れた実行可能な人権・環境デューディリジェンスの枠組を考慮すべきで

²⁵ European Commission, “A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility” (25 October 2011) (COM (2011) 681 final) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52011DC0681>>.

²⁶ 企業による人権への負の影響から保護するために、国連指導原則に適合する形で国家が策定する計画。

²⁷ European Commission, “Action Plan: Financing Sustainable Growth” (COM/2018/097 final) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018DC0097>>.

²⁸ European Commission, “sustainable corporate governance initiative, summary report - public consultation” <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12548-Sustainable-corporate-governance/public-consultation_en>.

²⁹ JETRO 「サプライチェーンと人権」に関する政策と企業への適用・対応事例（改定第九版）（2023 年 12 月）8 頁 <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/136c666a3a6cfcc4.html>>.

³⁰ European Commission, “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on corporate sustainability due diligence and amending Directive” (COM (2022) 71 final) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0071>>.

³¹ Council of the EU, Press Release “Council adopts position on due diligence rules for large companies” (1 December 2022) <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/01/council-adopts-position-on-due-diligence-rules-for-large-companies/>>; European Parliament, “Procedure: 2022/0051 (COD)” (1 June 2023) <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0209_EN.html>.

³² European Parliament, Legislative Train Schedule, “Legislative proposal on Corporate Sustainability Due Diligence” <<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-an-economy-that-works-for-people/file-legislative-proposal-on-sustainable-corporate-governance>>.

³³ Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj>>.

³⁴ JETRO ビジネス短信「EU の人権・環境デューディリジェンス法の妥協案、産業界の不満根強く」（2024 年 3 月 21 日） <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/03/ecc8cff0bbb0acfe.html>>; JETRO ビジネス短信「欧州産業界、EU のデューディリジェンス指令案にあらためて懸念を表明」（2023 年 6 月 1 日） <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/bb1fef7faf542e5a.html>>.

ある旨の共同声明³⁵を公表していた。また、CSDDD 施行後も、欧州産業界からは、企業の負担軽減や関連法令、ガイドラインの早期整備を要請する共同声明³⁶が発表されている。

こうした中、2024 年 9 月に、欧州委員会より、戦略分野における EU の地位低下の原因を特定し、即座に実施可能な政策を提示する「欧州の競争力の未来」と題する報告書³⁷が公表され、企業の行政手続、規制対応、報告義務など過度な負担に対する懸念への対処と欧州の持続可能な競争力強化に関する課題が明らかにされた³⁸。これを受けて、欧州理事会（EU 首脳会議）は、2024 年 11 月にハンガリーのブダペストで非公式会合を開催し、域内産業の競争力強化に関するブダペスト宣言³⁹を採択、EU の競争力強化のために行政手続、規制対応、報告義務の企業負担の大幅軽減の方針が示され、2025 年上半期のうちに報告義務を 25% 軽減する法案の提出を欧州委員会に求めた⁴⁰。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は会合後の記者会見で、報告義務軽減の一例として、CSRD、タクソノミー規則、CSDDD の 3 法は、規制自体は有益で存続させるものの、各法の報告義務には重複があるとして、「オムニバス法案」を提案する方針を示した。

さらに、2025 年 1 月 29 日、欧州委員会は、EU 域内産業の競争力強化を最優先課題に掲げる第 2 次フォン・デア・ライエン体制の政策枠組となる政策文書「競争力コンパス」を発表、報告義務および対応コストの 25%軽減、中小企業の負担については 35%の軽減を掲げた⁴¹。同方針の具体案として、2025 年 2 月 26 日、CSRD、タクソノミー規則、CSDDD などの簡素化を図るオムニバス指令案を公表した⁴²。オムニバス指令案は、CSDDD の国内法化期限および適用開始時期を 1 年延期する Stop-the-Clock オムニバス指令⁴³と、適用要件および義務内容の緩和をめぐるオムニバス指令案⁴⁴に分けられ、Stop-the-Clock オムニバス指令は 2025 年 4 月 17 日に施行済、要件緩和に関するオムニバス指令案は、EU 理事会および欧州議会で審議される予定である。

³⁵ Joint Business statement on the Corporate Sustainability Due Diligence Directive <<https://www.buinesseurope.eu/publications/corporate-sustainability-due-diligence-directive-cs3d-joint-business-statement/>>.

³⁶ Joint Business Statement, “Towards EU Due Diligence rules that works for all” (5 November 2024) <<https://www.smeunited.eu/admin/storage/smeunited/joint-trade-association-statement-towards-eu-due-diligence-that-works-for-all.pdf>>.

³⁷ Mario Draghi, “The future of European competitiveness - In-depth analysis and recommendations” (9 September 2024) <https://commission.europa.eu/topics/strengthening-european-competitiveness/eu-competitiveness-looking-ahead_en>. 当該報告書は、欧州委員会の委託を受けて、前欧州中央銀行総裁のマリオ・ドラギ氏により作成され、「ドラギ報告書」とも呼ばれる。

³⁸ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、ビジネス短信「ドラギ前 ECB 総裁、EU の競争力強化に向けた報告書を発表、巨額の EU 共同債発行を提言」（2024 年 9 月 19 日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/09/14e4bbe4f128296e.html>>.

³⁹ European Council, Press releases “Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal” (8 November 2024) <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/11/08/the-budapest-declaration/>>.

⁴⁰ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、ビジネス短信「EU 首脳、産業競争力強化の方針を再確認、欧州委は CSRD と CSDDD の再編の方向性示す」（2024 年 11 月 18 日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/31815ac353ad8046.html>>.

⁴¹ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、ビジネス短信「欧州委、域内産業の競争力強化に向けた行程表「競争力コンパス」発表」（2025 年 2 月 6 日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/c3ac665c5131eda6.html>>.

⁴² 日本貿易振興機構（ジェトロ）、ビジネス短信「欧州委、人権・環境デューデリジェンス実施対象を大幅削減する法案発表」（2025 年 3 月 7 日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/8113338f01482904.html>>.

⁴³ Directive (EU) 2025/794 of the European Parliament and of the Council of 14 April 2025 amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2025/794/oj>>.

⁴⁴ European Commission, News Article “Commission proposes to cut red tape and simplify business environment” (26 February 2025) <https://commission.europa.eu/news/commission-proposes-cut-red-tape-and-simplify-business-environment-2025-02-26_en>.

CSDDD および Stop-the-Clock オムニバス指令の施行を受け、今後、各 EU 加盟国にアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーの 3 カ国を加えた欧州経済領域（EEA）では、2027 年 7 月 26 日までに CSDDD に沿った国内法を整備することが求められ、2028 年半ば以降 2029 年にかけて、企業規模に応じて段階的に適用開始されることになる⁴⁵。ドイツ、フランス、ノルウェーなど、既に人権・環境デューディリジェンスに関する法律が存在する国については、CSDDD に沿う形で国内法の改正が求められる。また、欧州委員会は各 EU 加盟国および企業が CSDDD 上の義務を遂行する上での支援となるガイドラインを 2027 年 1 月から 7 月の期限⁴⁶（ただし、企業の準備支援のため、2026 年 7 月までに前倒しされる可能性あり）⁴⁷までに発行する予定である。

4. 定義

CSDDD では、既存の国際的枠組や CSRD などの EU で用いられてきたサプライチェーンやバリューチェーンではなく、「活動の連鎖（chain of activities）」という用語を取り入れるなど特徴的な点がある。CSDDD を理解するための前提となる定義は次のとおりである。なお、オムニバス指令案の今後の EU 理事会および欧州議会における審議の動向次第で、この定義は将来変更になる可能性がある。

【表 1】CSDDD 上の定義

用 語	定 義
活動の連鎖 (chain of activities)	企業の製品の製造またはサービスの提供に関する上流・下流における事業活動で、次の活動を意味する。 <u>上流における活動（企業への供給元側）</u> 企業の製品の製造またはサービスの提供に関する企業の上流側のビジネスパートナーの活動。 例えば、製品、製品の一部または原材料の設計、採掘、調達、製造、輸送、保管、供給や、製品・サービスの開発が含まれる。 <u>下流における活動（企業による供給先側）</u> 企業の製品の流通、輸送または保管に関する下流側のビジネスパートナーの活動であって、当該ビジネスパートナーが企業のために、または企業に代わって行っている場合における活動⁴⁸。 なお、輸出管理の対象となる二重用途物品および輸出が許可された武器、軍需物資などは対象外となる。
ビジネスパートナー (business partner)	企業と事業活動、製品、サービスに関して直接的または間接的に関係する事業者で、次の者を意味する。

⁴⁵ CSDDD 第 37 条 1 項、Stop-the-Clock オムニバス指令第 2 条

⁴⁶ CSDDD 第 19 条

⁴⁷ European Commission, “Questions and answers on simplification omnibus I and II” (26 February 2025)（「オムニバス Q&A」） <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_615>.

⁴⁸ 下流におけるビジネスパートナーによる企業の製品またはサービスの「使用」や「廃棄」等は「活動の連鎖」から除外されている（CSDDD 第 3 条 1 項（g））。金融規制の対象となる金融事業者については、下流においてサービスを受けるビジネスパートナーの活動は、活動の連鎖の対象から除外する意図が示されている（CSDDD 前文（25）（26））。

用 語	定 義
	<u>直接的なビジネスパートナー（直接取引先）</u> 企業の事業、製品、またはサービスに関する契約を締結している取引先または活動の連鎖上で企業がサービスを提供する取引先。 <u>間接的なビジネスパートナー（間接取引先）</u> 直接取引先ではないものの、企業の事業、製品、またはサービスに関連する事業活動を行う取引先。
人権への負の影響 (adverse human rights impact)	- CSDDD 附属書パート I セクション 1（国際人権条約などで定められた権利と禁止事項のリスト）に列挙された人権の侵害。 - 同セクション 2（人権および基本的自由について定めた国際条約のリスト）で定められた人権の侵害（ただし、当該人権が企業によって侵害されうるものであることなど、一定の条件を満たす場合に限り）により生じる人権への負の影響。 <u>具体例</u> 生命に対する権利、拷問・非人道的な措置の禁止、身体的自由と安全に対する権利、プライバシー権、思想・信教の自由、公正で良好な労働条件、相当な生活水準への制限の禁止、子どもの権利、児童労働の禁止、強制労働の禁止、奴隷の禁止、人身売買の禁止、結社の自由、団結権および団体交渉権、不当な差別的扱いの禁止、人々の生活（食糧、水、衛生、健康、生態系、文化）に負の影響をもたらす環境破壊、土地、森林、水域の取得に起因する不法な立退・剥奪の禁止など。
環境への負の影響 (adverse environmental impact)	CSDDD 附属書パート I セクション 1（国際人権条約などで定められた権利と禁止事項のリスト）15、16 で定められた環境汚染などおよびパート II（環境に関する条約などで定められた義務と禁止事項のリスト）で定められた義務と禁止事項の違反により生じる環境への負の影響。 <u>具体例</u> 有害な土壌汚染、水質汚染、大気汚染、有害な排出、過剰な水消費、土地の不安定化、森林破壊、その他自然資源に負の影響を与えるもの。

（出所）CSDDD 第 3 条、附属書（パート I、パート II）に基づきジェトロ作成

5. CSDDD の適用対象企業

(1) 適用基準

CSDDD は、2 事業年度連続で、次の基準を 1 つ以上満たす企業が適用対象となる。CSDDD の法案審議の過程では、一部のハイリスクセクターにつき別途の適用基準を設けることが検討されたが、結局は全セクター共通の基準が設定されることとなった。EU 加盟国法に基づいて設立された企業（EU 域内企業）は約 6,000 社、EU 加盟国以外の法律に基づいて設立された企業（EU 域外企業）は約 900 社が対象となると見込まれている。なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、適用対象企業の基準については特に変更は提案されていない。

【表 2】CSDDD の適用対象企業

EU 域内企業	・ 前事業年度の全世界での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超かつ平均従業員数が 1,000 名超の企業 ・ 連結グループ単位で上記の閾値を満たす企業グループの最終親会社 ・ EU 域内でフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社で、前事業年度におけるロイヤルティが年間 2,250 万ユーロ超、かつ全世界での売上高 8,000 万ユーロ超の企業
EU 域外企業	・ 前事業年度の EU 域内での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超の企業 ・ 連結グループ単位で上記の閾値を満たす企業グループの最終親会社 ・ EU 域内でフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社で、前事業年度の前年度における EU 域内でのロイヤルティが年間 2,250 万ユーロ超、かつ EU 域内での売上高 8,000 万ユーロ超の企業

（出所）CSDDD 第 2 条 1 項、2 項に基づきジェトロ作成

最終親会社が事業会社の持株会社であり、グループに影響する経営、事業、財務に影響を与える決定に関与していない場合には、EU 域内で設立された子会社が当該最終親会社に代わって CSDDD で定められた義務を履行することを条件に、義務の履行を免除されうる。この場合、当該最終親会社は当該 EU 子会社の監督当局にその旨を申請し、承認を得る必要がある⁴⁹。

従業員数には、パートタイムの従業員もフルタイムの従業員と同じように算入され、派遣社員についても、EU 司法裁判所の判例に基づき通常の従業員と同等の基準を満たしていると判断される場合には、従業員として算入する⁵⁰。

(2) 適用開始時期

CSDDD および Stop-the-Clock オムニバス指令では、各 EU 加盟国に対し、次のとおり企業の規模に応じて段階的に適用開始時期を定めることを求めている⁵¹。

⁴⁹ CSDDD 第 2 条 3 項

⁵⁰ CSDDD 第 2 条 4 項

⁵¹ CSDDD 第 37 条

【表 3】CSDDD の適用開始時期

2028 年 7 月 26 日 ⁵²	<u>EU 域内企業</u> - 前事業年度の全世界での売上高が 15 億ユーロ超かつ平均従業員数が 5,000 名超の企業 <u>EU 域外企業</u> - 前事業年度の EU 域内での売上高が 15 億ユーロ超の企業
2028 年 7 月 26 日	<u>EU 域内企業</u> - 前事業年度の全世界での売上高が 9 億ユーロ超かつ平均従業員数が 3,000 名超の企業 <u>EU 域外企業</u> - 前事業年度の EU 域内での売上高が 9 億ユーロ超の企業
2029 年 7 月 26 日	上記以外の CSDDD 適用対象企業

(出所) CSDDD 第 37 条および Stop-the-Clock オムニバス指令第 2 条

6. CSDDD の対象となる人権・環境への影響

CSDDD は、企業がデューディリジェンスの対象となる人権・環境への負の影響について、次のとおり幅広く設定している。なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、人権・環境への影響の内容について、目立った修正の提案は不見当である。

(1) 人権への負の影響

人権に関して、デューディリジェンスの対象となるのは、①CSDDD 附属書パート I セクション 1 において列挙された特定の人権の侵害や禁止事項、および②には記載がないものの、同パート I セクション 2 において列挙された人権および基本的自由について定めた国際条約において保障された人権への影響である。②については、対象となる人権が企業によって侵害されうるものであり、その人権侵害が国際条約で保護された法的利益を直接侵害しており、かつ企業が、その自身または活動の連鎖上の事業活動、活動分野の特徴、地理的・運営的見地などを考慮して、そのような人権侵害のリスクを合理的に予見できた場合に限定される。具体的に CSDDD 附属書パート I セクション 1 およびセクション 2 の内容はそれぞれ次の①②のとおりである。なお、附属書に列挙された国際条約は、国連指導原則などの国際基準で言及された国際条約を反映した内容となっている。

① 人権侵害および禁止事項

CSDDD 附属書パート I セクション 1 に記載された人権侵害・禁止事項としては、主に次の項目が挙げられている。

⁵² CSDDD 施行時は、2027 年 7 月 26 日が適用開始日であったが、Stop-the-Clock オムニバス指令施行により、2028 年 7 月 26 日に適用開始日が延期された (Stop-the-Clock オムニバス指令第 2 条)。

【表 4】デューディリジェンスの対象となる主な人権課題

・ 生命に対する権利	・ 子どもの権利
・ 拷問、非人道的な措置の禁止	・ 児童労働の禁止
・ 身体的自由と安全に対する権利	・ 強制労働の禁止、奴隷の禁止
・ プライバシー権、思想・信教の自由	・ 人身売買の禁止
・ 公正で良好な労働条件	・ 結社の自由、団結権および団体交渉権
・ 相当な生活水準への制限の禁止	・ 不当な差別的扱いの禁止
・ 人々の生活（食糧、水、衛生、健康、生態系、文化）に負の影響をもたらす環境破壊	
・ 土地、森林、水域の取得に起因する不法な立退・剥奪の禁止など	

（出所）CSDDD 第 3 条、附属書（パート I セクション 1）に基づきジェトロ作成

② 人権および基本的自由を定めた国際条約

CSDDD 附属書パート I セクション 2 に記載された人権および基本的自由を定めた国際条約は次のとおりである。パート I セクション 1 記載の人権侵害・禁止事項もこれらの文書・条約に掲げられている。なお、附属書には記載がないものの、CSDDD 前文（32）では、中核労働基準を構成する「職業上の安全および健康ならびに作業環境に関する条約（第 155 号）」および「職業上の安全および健康を促進するための枠組に関する条約（第 187 号）」についても、全ての EU 加盟国が批准されることを条件に追記する委任規則を導入する方針が言及されている。

【表 5】デューディリジェンスの対象となる人権と基本的自由を定めた国際条約

国際人権規約 ⁵³	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約） ⁵⁴ 身体的自由と安全、移動の自由、思想・良心の自由、差別の禁止などの市民的及び政治的権利を保障することを定める規約
	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約） ⁵⁵ 全ての人に労働、社会保障、生活、教育などの経済的、社会的及び文化的権利を保障することを定める規約
児童の権利に関する条約 ⁵⁶	18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約で定められた権利を児童について敷衍し、差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重などを柱として児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる項目を規定
ILO 中核的労働基準 ⁵⁷	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号） ⁵⁸
	団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第 98 号） ⁵⁹
	強制労働に関する条約（29 号）および 2014 年議定書 ⁶⁰

⁵³ International Bill of Human Rights <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>>.

⁵⁴ The International Covenant on Civil and Political Rights（上記脚注参照）

⁵⁵ The International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights（上記脚注参照）

⁵⁶ The Convention on the Rights of the Child <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>>.

⁵⁷ ILO, The International Labour Organization's core/fundamental convention <<https://www.ilo.org/ilo-declaration-fundamental-principles-and-rights-work>>.

⁵⁸ Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312232:NO>.

⁵⁹ Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312243:NO>.

⁶⁰ Forced Labour Convention, 1930 (No. 29)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312174:NO> 2014 Protocol
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:3174672:NO>.

	強制労働の廃止に関する条約（105号） ⁶¹
	就業の最低年齢に関する条約（138号） ⁶²
	最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号） ⁶³
	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号） ⁶⁴
	雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号） ⁶⁵

（出所）CSDDD 第3条、附属書、各国際条約に基づきジェトロ作成

（2）環境への負の影響

環境に関して、デューディリジェンスの対象となるのは、①CSDDD 附属書パート I セクション 1（国際人権条約などで定められた権利と禁止事項のリスト）15、16 で定められた人権侵害につながりうる環境汚染などおよび②同パート II（環境に関する条約などで定められた義務と禁止事項のリスト）で定められた義務、禁止事項の違反により生じる環境への負の影響である。

① 人権侵害につながりうる環境汚染など

CSDDD 附属書パート I セクション 1（国際人権条約などで定められた権利と禁止事項のリスト）15、16 で定められた人権侵害につながりうる環境汚染などおよびパート II（環境に関する条約などで定められた義務と禁止事項のリスト）で定められた環境への負の影響について、主に次の項目が挙げられている。

【表 6】デューディリジェンスの対象となる主な環境課題

・ 生物多様性への負の影響を回避または最小化する義務
・ 絶滅の恐れのある特定の種の野生動植物の輸入、輸出、再輸出などの禁止
・ 違法な水銀添加製品の製造および輸出入、製造過程における水銀または水銀化合物使用、違法な水銀廃棄物の処理の禁止
・ 人の健康や環境に悪影響がある特定の残留性有機汚染物質（例：ダイオキシン類、PCB、DDT など）の製造、使用、違法な廃棄物の処理
・ 一定の国で使用が禁止または制限されている特定の有害な化学物質や駆除剤の輸出入の禁止
・ オゾン層を破壊する一定の物質の違法な製造、消費、輸出入の禁止
・ 一定の有害廃棄物の輸出入の禁止
・ 世界自然遺産への負の影響を回避または最小化する義務
・ 湿地への負の影響を回避または最小化する義務
・ 油類、有害液体物質、汚水の海洋への放流、不法な有害物質汚染、不法な廃棄物投棄の禁止を含む船舶からの汚染の防止義務
・ 海洋投棄による海洋環境汚染の防止、削減および管理

⁶¹ Abolition of Forced Labour Convention, 1957 (No. 105)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312250:NO>.

⁶² Minimum Age Convention, 1973 (No. 138)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312283:NO>.

⁶³ Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312327:NO>.

⁶⁴ Equal Remuneration Convention, 1951 (No. 100)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312245:NO>.

⁶⁵ Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111)
<https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO:12100:P12100_INSTRUMENT_ID:312256:NO>.

・ 人々の生活（食糧、水、衛生、健康、生態系、文化など）に負の影響をもたらす測定可能な環境破壊（例：有害な土壌汚染、水質汚染、大気汚染、有害な排出、過剰な水消費、土地の不安定化、森林破壊などその他自然資源に負の影響を与えるもの）
・ 土地、森林、水域の取得に起因する不法な立退・剥奪の禁止など

（出所）CSDDD 第 3 条、附属書（パート I セクション 1、パート II）に基づきジェトロ作成

② 環境に関する禁止事項と義務を定めた国際条約

CSDDD 附属書パート II に記載された環境に関する禁止事項および義務を定めた国際条約は次のとおりである。環境に関するあらゆる国際条約が列挙されているわけではなく、要求事項が具体的で、国家の関与なく企業が直接運用できる内容の国際条約が選択されている⁶⁶。

【表 7】デューディリジェンスの対象となる環境に関する禁止事項と義務を定めた国際条約

条約名	内 容
生物の多様性に関する条約 ⁶⁷	生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。
絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 ⁶⁸	絶滅の恐れのある特定の種の野生動植物の輸出、輸入および輸送に関する協力事項を定めることで絶滅の恐れがある野生動植物の保護をはかることを目的とした条約。
水銀に関する水俣条約 ⁶⁹	水銀の貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に関する規制など、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための規制を定めた条約。
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 ⁷⁰	残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護することを目的に、特定の物質の製造・使用、輸出入の禁止・制限、廃棄物の適正管理などを定めた条約。
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 ⁷¹	先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続を定めた条約。
オゾン層の保護のためのウィーン条約の下でのオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ⁷²	オゾン層を破壊する規制物質の削減スケジュールを定め、生産量、消費量を段階的に削減・全廃し、輸出入の規制・制限を規定した条約。

⁶⁶ CSDDD FAQ 5.2

⁶⁷ Convention on Biological Diversity and its Cartagena Protocol and Nagoya Protocol
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>>.

⁶⁸ Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>>.

⁶⁹ Minamata Convention on Mercury <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/suigin.html>>.

⁷⁰ Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs)
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/pops.html>>.

⁷¹ The Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rotterda.html>>.

⁷² Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer to the Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/ozone.html>>.

条約名	内 容
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 ⁷³	一定の有害廃棄物の国境を越える移動などの規制に関する枠組・手続きなどを規定した条約。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 ⁷⁴	文化遺産及び自然遺産を全人類のための世界の遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 ⁷⁵	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の賢明で適正な利用を促進することを目的とした条約。
1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書 (MARPOL73/78) ⁷⁶	船舶の運航や事故による海洋の汚染を防止するための条約。
海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) ⁷⁷	海洋に関する法的な秩序の形成を目的とした条約。

(出所) CSDDD 第 3 条、附属書 (パート II)、各国際条約に基づきジェトロ作成

7. CSDDD で定められる義務

(1) 概要

CSDDD の適用対象企業は、自社、子会社、活動の連鎖上のビジネスパートナーにおける人権および環境に関するリスク、負の影響を特定、評価し、対処するために適切な管理システムを構築することなどを含む人権および環境に関するデューディリジェンスを実施する義務を負う。これらの義務は、国連指導原則や OECD 多国籍企業行動指針に概ね沿ったものとなっているが、CSDDD では適用対象企業を限定している点、デューディリジェンスの対象となるリスクの内容が前述のとおり具体的な条約を列挙する形で規定されている点、デューディリジェンスの内容・実施方法について規定され、各 EU 加盟国の国内法化を経て法的拘束力を有する点、違反の場合には制裁が予定されている点などに特徴がある。また、企業はデューディリジェンス実施義務に加えて、気候変動緩和のための対応も求められる。

なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、デューディリジェンスの義務対象を、自社、子会社、および直接的な取引先に限定し、間接的な取引先については、負の影響に関する信ぴょう性の高い情報がある場合に限定することが提案されており、今後の EU 理事会および欧州議会における審議動向を注視する必要がある。

【表 8】CSDDD で規定された適用対象企業の義務

	義 務	CSDDD 条文
1	デューディリジェンスの企業方針やリスク管理システムへの取り込み	第 7 条
2	実際の、あるいは潜在的な人権・環境への負の影響を特定、評価、必要に応じてこれらの負の影響の優先付け	第 8 条、第 9 条
3	潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化	第 10 条、第 11 条
4	実際の負の影響に対する救済	第 12 条

⁷³ Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html>>.

⁷⁴ Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html>.

⁷⁵ Ramsar Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rmsl.html>>.

⁷⁶ International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, as amended by the Protocol of 1978
<<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/pollution/knowledge/malpole.html>>.

⁷⁷ United Nations Convention on the Law of the Sea <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html>>.

義 務		CSDDD 条文
5	有意義で効果的なステークホルダーエンゲージメントの実施	第 13 条
6	通報制度および苦情処理手続の構築・維持	第 14 条
7	デューディリジェンスの方針・措置の実効性に関する評価	第 15 条
8	デューディリジェンス関連事項の公表	第 16 条
9	気候変動緩和のための移行計画の策定・実施	第 22 条

(出所) CSDDD 第 5 条～第 16 条、22 条

なお、CSDDD の立法過程では、違反した場合の取締役の責任規定を入れることが議論されたが、最終的には取締役の責任規定は入れられなかった。この点、国内法化の段階で各 EU 加盟国の判断で追加される可能性があることに留意が必要となる。

(2) 各義務の解説

CSDDD において定められた具体的な義務は次のとおりである。①～⑧が人権・環境に関するデューディリジェンスの義務、⑨が気候変動緩和のための義務と整理される⁷⁸。

① デューディリジェンスの企業方針やリスク管理システムへの取り込み（第 7 条）

企業は、デューディリジェンスを関連するあらゆる企業方針やリスク管理システムに取り込み、リスクベースのデューディリジェンス実施を確保するため、次の事項を含むデューディリジェンス方針を策定することが求められる。

- ・ デューディリジェンスに対する企業の対応方針（長期的な視点も含む）
- ・ 企業、その子会社および企業のビジネスパートナーに求められる行動規範
- ・ デューディリジェンスを企業の関連する方針に取り込み、行動規範の遵守状況の確認方法やビジネスパートナーへの行動規範の拡大方法などデューディリジェンスを実施するための手順の説明

デューディリジェンス方針の策定にあたっては、従業員や従業員代表との事前の協議を行い、既に特定されている人権・環境に関する負の影響、それらに対する対応措置およびその結果の評価も考慮する必要がある。少なくとも 24 カ月毎、または顕著な変化⁷⁹があった場合にはそれよりも早く方針を見直し、必要に応じて更新することが求められる。

② 人権・環境への負の影響の特定、評価、優先付け（第 8 条、第 9 条）

企業は、自社、子会社、活動の連鎖上にあるビジネスパートナー⁸⁰における、実際の、あるいは潜在的な人権・環境上の負の影響を特定・評価するために「適切な措置」を取ることが求められる。

具体的には関連する人権・環境関連のリスク要素を考慮の上、次のステップを踏むことになる。

⁷⁸ CSDDD 第 5 条

⁷⁹ 顕著な変化とは、企業、子会社またはビジネスパートナーの法的または事業環境における変化をいい、例えば、新たなセクターまたは地域での事業開始、新製品の生産、既存の製品の生産方法の変更、組織再編、合併、買収等を通じた企業構造の変化等が挙げられる（CSDDD 前文（61））。

⁸⁰ 2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、デューディリジェンスの義務対象を、自社、子会社、および直接的な取引先に限定し、間接的な取引先については、負の影響に関する信ぴょう性の高い情報がある場合に限定することが提案されている。

【表 9】人権・環境への負の影響の特定、評価、優先付けのステップ

ステップ 1	負の影響が最も発生しやすく、最も深刻な分野を特定するため、自社、子会社、活動の連鎖上にあるビジネスパートナーの事業活動の全体像を把握する（以下、「リスクマッピング」という。）。
ステップ 2	リスクマッピングに基づき把握された自社、子会社、活動の連鎖上にあるビジネスパートナーの事業活動の中で、負の影響が最も発生しやすく、最も深刻な分野について詳細な分析・評価を実施する。
ステップ 3	特定された全ての人権・環境に対する負の影響の防止、緩和、停止および最小化といった対応を同時に実施することが現実的ではない場合には、企業は負の影響の深刻度および発生可能性を考慮して優先付けを行い、リスクが高い順に対応することが認められている（以下、「リスクベースアプローチ」という。）。

（出所）CSDDD に基づきジェトロ作成

ここでいう「適切な措置」とは、人権・環境への負の影響の深刻度および発生可能性に照らして相応しく、効果的にデューディリジェンスの目的を達成できるもので、負の影響の範囲とリスク要因といった個別の状況も考慮して、企業にとって合理的に対応することが可能である措置のことをいう⁸¹。企業は、上記の措置を取ったことを示す資料を少なくとも 5 年間保管しておくことが期待されている。

③ 潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化（第 10 条、第 11 条）

i) 潜在的な負の影響の防止・軽減

適用対象企業は、自社、子会社または活動の連鎖上のビジネスパートナーに起因する潜在的な負の影響を防止、または防止が直ちには不可能な場合には負の影響を十分に軽減するために「適切な措置」を取ることが求められる。

ここでいう「適切な措置」は、次の要素を考慮して決められる。

- ・ 潜在的な負の影響が企業だけに起因するものか、企業の子会社やビジネスパートナーとの協働での作為・不作為に起因するものか、企業の活動の連鎖上のビジネスパートナーだけに起因するものか。
- ・ 潜在的な負の影響が企業の子会社、直接的なビジネスパートナー、間接的なビジネスパートナーにおいて発生するものか。
- ・ 潜在的な負の影響を単独または連帯して引き起こすビジネスパートナーに対して、企業が影響力を持つか。

具体例として「適切な措置」として次のような措置が挙げられる。これらを全て導入することが求められているわけではなく、上記の要素を考慮して、各企業が自社にとって必要な措置を取ることになる。

- ・ 負の影響の防止措置の複雑性や性質を考慮して必要な場合には、行動計画、予定表、達成状況を評価するための指標の策定

⁸¹ CSDDD FAQ 6.1

- ・ ビジネスパートナーに対する、行動規範遵守などの契約上の保証の要請（企業の活動の連鎖上におけるビジネスパートナーとの保証の要請も含む）⁸²
- ・ 金銭的、非金銭的な投資（活動の連鎖への投資も含む）⁸³
- ・ 企業の事業計画、戦略、購買・販売実務などの見直しと改善
- ・ 中小企業であるビジネスパートナーに対する支援（例：能力開発、研修、管理システムの更新、ローンなどの金銭的支援）
- ・ 負の影響を防止・軽減するための企業の影響力を上げることを目的とした他の企業との協力（他に効果的な手段がない場合）⁸⁴

ii) 実際の負の影響の停止・最小化

適用対象企業は、自社、子会社または活動の連鎖上のビジネスパートナーに起因する実際の負の影響を停止するために「適切な措置」を取ることが求められる。負の影響の停止が直ちには不可能な場合には、負の影響の程度を最小化することが求められる。「適切な措置」の判断要素は、上記 i) 潜在的な負の影響の防止・軽減で列挙されたものと共通し、具体的には必要に応じて次の措置を取ることになる。

- ・ 上記 i) 潜在的な負の影響の防止・軽減で列挙された措置
- ・ 負の影響を除去または最小化する措置（負の影響の深刻度に見合った内容）。
- ・ 実際の負の影響に対する救済措置

iii) 潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化が困難な場合における対応

上記 i)、ii) に沿った措置を取っても、潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化が困難な場合における最終手段として、ビジネスパートナーとの新規取引の締結や既存取引の延長を控えることが求められる。CSDDD は、取引の停止よりも、活動の連鎖上のビジネスパートナーとの協力により状況を改善していくことを重視・優先しており、取引の停止は、あらゆる措置を取っても改善されず、かつ負の影響が深刻である場合に限られ、企業は次のステップを踏むことになる。

【表 10】潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化が困難な場合のステップ

ステップ 1	特定の負の影響に特化して具体的に取り組むべき対策とその予定表を含んだ強化された是正行動計画（企業の影響力を使った一時的な取引の停止を含む）の策定、実施 ⁸⁵ 。
ステップ 2	ステップ 1 の努力の成果が合理的に期待できないか、または実際に是正行動計画が失敗した場合において、負の影響が深刻である場合には取引を停止。

（出所）CSDDD に基づきジェトロ作成

取引の停止または一時停止は、是正行動計画に効果の見込みがない場合に限りて考慮することになるものであるが、取引の停止または一時停止を行う場合、取引の停

⁸² 契約上の保証の要請をする場合には、その内容は公正、合理的で差別的なものであってはならない。また、遵守状況の検証を独立した第三者に依頼することができ、その場合に必要となるコストは対象企業が負担する（CSDDD 第 10 条 5 項）。

⁸³ 例えば施設、生産・運営過程に対する投資等が挙げられる。

⁸⁴ 競争法等の法律を遵守することが前提となる。

⁸⁵ 当該是正行動計画は、合理的に効果が期待できる内容であることが前提となる（CSDDD 第 11 条 7 項）。

止また一時停止の影響を防止、緩和、停止するために、ビジネスパートナーに対する合理的な通知が含まれる。

ただし、取引の停止または一時停止による影響が、取引を継続した場合の人権・環境にもたらす負の影響よりも明らかに深刻であることが合理的に予想できる場合には、取引の停止または一時停止をしないという選択もありうる。この場合には、企業はその決断と理由を監督当局に報告するものとし、企業は負の影響の状況を継続して確認し、取引継続の適切性や他に適切な措置がないかを検討する必要がある。

なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、全ての手段を尽くしても人権・環境への深刻な負の影響がある場合の最終手段としての取引停止の義務を削除することが提案されており、今後の審議動向を注視する必要がある。

④ 実際の負の影響に対する救済（第 12 条）

企業が単独または連帯して引き起こした実際に発生している負の影響については、企業が救済することが求められる。実際に発生している負の影響が、企業のビジネスパートナーのみによって引き起こされている場合には、企業による救済は自主的なものとなる。企業は、ビジネスパートナーに救済を行うように企業の影響力を行使することもできる。

ここでいう「救済」とは、影響を受けた人、地域社会、環境を、企業が負の影響の発生に寄与した割合に見合う形で、実際に負の影響が発生していなかった場合の状況にできるだけ近づけることで、金銭的、非金銭的救済の両方がありえる。また、影響を受けた人を直接救済する場合もあれば、救済措置を実施した政府などが負担した費用を支払う場合もありえる⁸⁶。

⑤ 有意義で効果的なステークホルダーエンゲージメントの実施（第 13 条）

企業は、デューディリジェンスの過程において、有意義で効果的なステークホルダーエンゲージメントを実施するための適切な措置を取る必要がある。

ステークホルダーエンゲージメント⁸⁷とは、企業が、その従業員（子会社やビジネスパートナーの従業員を含む）、労働組合、労働者代表、消費者、企業の商品・サービス・事業運営により、自身の権利や利益が影響を受けるあるいは影響を受ける可能性がある個人、グループ、人権・環境機関、市民社会、これらを代理する者を含むステークホルダーの期待、要望、関心などを把握、理解し、企業の意味決定の過程に誠実に反映を試みる取組など、個別の事情に応じて多様な行動体系を意味するが、CSDDD においては、具体的に次の過程においてステークホルダーとの意思疎通が必要とされている。

- ・ 潜在的、または実際の負の影響の特定、評価および優先付けに必要な情報収集の段階
- ・ 負の影響の防止・是正計画の策定の段階
- ・ 取引関係の停止または一時停止の決定の段階
- ・ 救済措置の採用の段階

⁸⁶ CSDDD 第 3 条(t)

⁸⁷ ステークホルダーの定義については CSDDD 第 3 条 (n) 参照。

- ・ デューディリジェンスの有効性評価のための定性的・定量的な指標の策定の段階

企業は、この意思疎通が効果的で透明性をもった内容にするために必要な情報をわかりやすくステークホルダーに提供し⁸⁸、ステークホルダーとの効果的な意思疎通が合理的に難しい場合には、潜在的なまたは実際の負の影響について信頼できる情報を提供できる専門家に相談する必要がある。また、協力したステークホルダーに報復などの被害が及ばないように、守秘性や匿名性の保持などに十分留意して対応しなければならない。

企業は、ステークホルダーエンゲージメントの一環として産業団体や複数の利害関係者・権利者の団体などを通じて意思疎通を図ることができるが、こうした意思疎通は、企業自身の従業員や労働者代表との意思疎通の義務を満たすには不十分なため、注意が必要である。

なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、ステークホルダーの定義を、労働者およびその代表、並びに自社、子会社、取引先の製品、サービス又は事業によって直接影響を受ける可能性のある個人とコミュニティに限定することが提案されており、今後の立法動向を注視する必要がある。

⑥ 通報制度および苦情処理手続の構築・維持（第 14 条）

企業は、企業、その子会社、または活動の連鎖上のビジネスパートナーの事業に起因する潜在的または実際の負の影響に関する真正な懸念につき、影響を受けたか、影響を受けると合理的に信じるに足る個人、法人、それらの代表者（市民社会や人権擁護団体を含む）、活動の連鎖上で働く個人を代表する労働組合および労働者代表、市民団体などが通報できる制度を導入することが求められる。企業は、業界団体などが運営する共通の通報制度を活用することも可能である。

苦情処理手続については、公正で、一般に開かれており、予測可能性があり、透明性のある制度であることが求められる。また、通報者への報復を防ぐために、匿名での通報も可能にするなど、通報者の属性について守秘性が守られる仕組みも備えておく必要がある。アクセスのしやすさという意味では、想定される通報者が理解できる言語を用いることや、活用できる手段を用意することも必要になると思われる。

通報者は、苦情処理の手続の現状について報告を求めることができ、企業の適切な代表者と苦情の内容と潜在的な救済内容についての協議の機会が与えられなければならない。また、通報者は、苦情が十分根拠のあるものであったか否かの企業側の判断理由の開示を求めることができる。苦情が十分根拠のあるものである場合には、企業はその負の影響について適切な措置を取ることが求められる。

⑦ デューディリジェンスの方針・措置の実効性に関する評価（第 15 条）

企業は、負の影響の特定、防止、軽減、停止、最小化の実効性を状況に応じて定性的・定量的指標により評価することが求められる。この評価は少なくとも 12 カ月毎、または、顕著な変化⁸⁹があった場合には速やかに行われる必要がある。この評価は、自社、その子会社および企業の活動の連鎖上のビジネスパートナーによる負の影響を特定、防止、軽減、停止、最小化するための措置の実施状況およびその実効性が対象となる。こ

⁸⁸ EU 営業秘密指令に基づき保護される営業秘密の開示までを求められるものではない。また、企業の従業員と労働者代表との意思疎通にあたっては、各国の労働法や社会権に関する法律で定められた権利に影響するものではない（CSDDD 第 13 条 2 項、7 項）。

⁸⁹ CSDDD 前文（61）

の評価およびステークホルダーからの情報などを考慮して、デューディリジェンスの方針や是正措置などを更新していくことが求められる。

顕著な変化とは、企業、子会社またはビジネスパートナーの法的または事業環境における変化をいい、例えば、新たなセクターまたは地域での事業開始、新製品の生産、既存の製品の生産方法の変更、組織再編、合併、買収などを通じた企業構造の変化などが挙げられる。

なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、当該評価の頻度を 12 カ月ごとから 5 年ごとに延長することが提案されており、今後の立法動向を注視する必要がある。

⑧ デューディリジェンス関連事項の公表（第 16 条）

企業は、少なくとも 12 カ月毎に、デューディリジェンスに関する年次報告書をウェブサイト上に公表することが求められる⁹⁰。公表期限は遅くとも毎事業年度末から 12 カ月以内、または、EU 会計指令に基づき自主的に報告をする企業については年次財務報告の時期までとされている。ただし、この点は今後整備される各 EU 加盟国の国内法の規定内容の動向を注視する必要がある。EU 域外の法律により設立された企業については、当該公表に EU での代理人（authorised representative）の情報も含める必要がある。

なお、CSRD により改正された EU の会計指令（2013/34/EU）⁹¹に基づき、サステナビリティに関する公表を行う企業は、重複部分につき、CSDDD に基づく年次報告は免除される見込みである。

年次報告書には、企業のデューディリジェンスの内容、特定された実際のまたは潜在的な負の影響、負の影響に対して取られた措置が含まれる見込みだが、より具体的な公表内容、報告要件などについては、2027 年 3 月 31 日までに欧州委員会が委任規則によって定める予定である。

⑨ 気候変動緩和のための移行計画の策定・実施（第 22 条）

企業は、その事業モデルと戦略が次の要請に適合することを目標とした移行計画を策定し、実施することが求められる。また、この移行計画は最低でも 12 カ月毎に見直される必要がある。

- ・ 持続可能な経済への移行
- ・ パリ協定に基づき地球温暖化を産業革命前から 1.5 度に抑制
- ・ 欧州気候法⁹²に基づく 2050 年までの気候中立⁹³および中間目標の達成

⁹⁰ 言語は少なくとも EU 加盟国で使われる公用語の一つか広くビジネス界で使われている言語を用いるとされている。言語が英語だけでよいのか、別途 EU 加盟国の公用語での準備が必要なのかは、今後整備される各 EU 加盟国の国内法を確認する必要がある。

⁹¹ Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC (Text with EEA relevance) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02013L0034-20240528>>.

⁹² Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 ('European Climate Law') <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/1119/oj>>.

⁹³ 気候中立とは、人、企業、団体などが排出する温室効果ガスを、吸収量やその他の削減量を差し引いて総排出量をゼロにしようとする試み。排出分を代替措置やその他の活動で削減・吸収することによって相殺し、総排出量全体をゼロにすることを目指す。

移行計画には、科学的根拠に基づく 2030 年まで、および 2050 年までの 5 年毎の期限付きの気候変動に関する目標、該当する場合には、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3⁹⁴における温室効果ガスの排出削減目標、その目標を達成するための手段（新製品の導入、既存の製品の改良、新技術の導入など）、投資計画、移行計画実施のために経営陣などが果たす役割などを記載することが求められる。

なお、CSRD の要請に基づき、移行計画を公表している企業は、CSDDD における移行計画の策定義務を満たしているものとみなされる⁹⁵。

(3) グループレベルでのデューディリジェンスの実施

CSDDD の適用対象となる企業は、それぞれが CSDDD に基づくデューディリジェンス実施および気候変動緩和のための移行計画の策定義務を負うが、一定の条件を満たせば効果的な法令遵守のために親会社が CSDDD の適用対象となる子会社に代わってこれらの義務を履行することができる⁹⁶。

一定の条件とは、具体的には次のとおりである。

- ・ CSDDD で定められた義務を履行するため、親会社および子会社がお互いに必要となる情報交換をすること
- ・ 子会社が親会社のデューディリジェンスに関する方針やリスク管理体制に従うこと
- ・ 子会社が、デューディリジェンスに関する方針やリスク管理体制について、どの義務を親会社に委ねるかを明確にし、必要に応じて関連するステークホルダーに情報提供すること
- ・ 必要に応じて、子会社自身が負の影響の防止、停止、軽減、是正、ステークホルダーとの対話を継続すること
- ・ 必要に応じて、子会社自身が直接のビジネス取引先と、自身の行動規範、行動計画などの遵守を制約する契約書を締結すること
- ・ 気候変動の対応義務についても親会社に依拠する場合には、親会社の気候変動緩和のための移行計画に従うこと

CSDDD の適用対象会社は、自社、子会社、活動の連鎖上にあるビジネスパートナーにおける活動を含めてデューディリジェンスを実施することになるため、親会社によってデューディリジェンスをまとめて実施することで効率が上がる場面は少なくないと思われ、各企業でデューディリジェンス実施体制を構築する際には選択肢として考慮することが望ましい。

複数のグループ会社が CSDDD の適用対象会社となる場合に、親会社においてどのように効率化をはかっていくのが適切かという点につき、今後欧州委員会より 2027 年 1 月（ただし、企業の準備支援のため、2026 年 7 月までに前倒しされる可能性あり）⁹⁷までに順次ガイドラインが公表される見込みである⁹⁸。

⁹⁴ スコープ 1 とは、燃料の燃焼や製品の製造などによる企業からの直接排出、スコープ 2 とは、他社から供給された電力、蒸気、熱、冷却等のエネルギーを使うことによる間接排出、スコープ 3 とは、原材料の仕入れや販売後のバリューチェーンの上流や下流で排出される温室効果ガスをいう。 <https://ec.europa.eu/finance/docs/policy/190618-climate-related-information-reporting-guidelines_en.pdf>.

⁹⁵ CSDDD FAQ 6.4

⁹⁶ CSDDD 第 6 条。ただし、親会社が子会社にかわってデューディリジェンスを実施していた場合でも、当該子会社は監督官庁の管轄下にあり、違反の場合は民事上の責任を負う。

⁹⁷ European Commission, “Questions and answers on simplification omnibus I and II” (26 February 2025)（「オムニバス Q&A」） <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_615>.

⁹⁸ CSDDD 第 19 条

8. 制裁、民事責任・損害賠償責任

CSDDD で定められた義務に違反した場合には、当局による制裁、民事責任・損害賠償責任の対象となりうる。

(1) 各 EU 加盟国の監督当局の権限

各 EU 加盟国では、CSDDD で定められた義務の履行状況を監督する監督当局が設置される。

監督当局は、企業のコンプライアンスの状況を調査、監督する権限を持ち、そのために必要な情報を企業に要求することができる。監督当局が企業の違反を認知した場合には、可能であれば企業に対してまずは適切な期間内の是正措置を取る機会を認めなければならない。その他、監督当局は次の権限を有する。

- ・ CSDDD に基づき制定された国内法違反を止めるための作為・不作為命令
- ・ 関連する行為の反復防止命令
- ・ 違反に見合った是正措置命令
- ・ 罰則の賦課
- ・ 重大で修復不可能な損害の差し迫ったリスクがある場合の暫定的措置の実施命令

EU 企業は、その登記所在地における監督当局の管轄に従い、非 EU 企業はその支店がある EU 加盟国の監督当局の管轄に従う。非 EU 企業で支店が EU 加盟国に存在しない場合や、複数の EU 加盟国に存在する場合には、当該非 EU 企業の最も売上高が高い EU 加盟国の監督当局の管轄に従うことになる⁹⁹。

(2) 制裁・罰則¹⁰⁰

CSDDD に基づき制定された国内法を違反した場合における具体的な制裁・罰則は、各 EU 加盟国の国内法において定められるが、CSDDD では次のとおり要請されている。

① 制裁金

違反企業の全世界の売上高に基づく制裁金。制裁金の上限は、前事業年度の全世界の売上高の少なくとも 5% 以上に設定する。違反企業が最終的な親会社の場合には、連結での売上高を考慮する。

② 公表

違反企業が一定の期限内に制裁金の決定に従わない場合、違反企業および違反の性質を示した公的声明を出す。

制裁・罰則は、効果的で違反に比して相当であり、抑止効果も期待される内容である必要がある。実際に制裁・罰則の対象となるかは次の要素が考慮に入れられる。

- ・ 違反の性質、重大性、違反による影響の深刻性
- ・ 潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化のために費やされた投資や支援

⁹⁹ CSDDD 第 24 条

¹⁰⁰ CSDDD 第 27 条

- ・ 他の企業との協力の状況
- ・ 負の影響の優先順位付け
- ・ 過去の違反の状況
- ・ 企業による救済措置の実施状況
- ・ 違反により企業にもたらされた損益
- ・ その他の個別事情

監督当局による制裁の決定は5年間公開され、また、その内容はEU加盟国間でCSDDDに基づく国内法の施行状況についての情報交換の場である欧州監督当局ネットワーク（European Network of Supervisory Authorities）¹⁰¹にも共有されることになる。

(3) 民事責任・損害賠償責任

CSDDD に基づき制定された国内法に違反した場合における民事責任・損害賠償責任は、各 EU 加盟国の国内法において定められるが、CSDDD では次のとおり要請されている。

- ・ 企業が、故意または過失により、負の影響の防止・軽減、停止・最小化の義務を遵守しなかったことで自然人または法人に損害¹⁰²を引き起こしたり、助長したりした場合には、その損害につき被害者に対して民事上の損害賠償責任を負う。損害賠償は、被害者が被った不利益を補填することを目的としたものであり、懲罰的な観点から被害者が被った不利益以上の賠償を求める懲罰的損害賠償は想定されていない¹⁰³。
- ・ 損害が企業の子会社、直接的または間接的ビジネスパートナーと連帯して引き起こされた場合には、企業は連帯責任を負う。一方、損害が活動の連鎖上のビジネスパートナーのみによって引き起こされたものであれば、企業は責任を負わない。
- ・ 企業が、デューディリジェンス義務を遵守する上で、産業団体や多様なステークホルダーが主導する取り組みに参加した場合や、独立した第三者による検証を実施あるいはモデル契約条項を使用した場合であっても、企業は責任を追う場合がある。

被害者は、訴訟提起につき EU 加盟国にある労働組合、人権・環境団体またはその他の非政府組織に、授権することができる。ただし、国内法で定める条件を満たすことが前提となるため、今後の国内法化の動向を注視する必要がある。

なお、2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、EU レベルでの民事責任規定を廃止し、各 EU 加盟国の民事責任に関する法的枠組を尊重して、各 EU 加盟国の法律の下で責任を負うことが提案されているほか、訴訟提起の授権に関する要請を見直すことが提案されており、今後の立法動向を注視する必要がある。

(4) 非 EU 企業への法執行

EU 加盟国において子会社も支店も有さない非 EU 企業については、EU において最も売上高の高い EU 加盟国の監督当局が管轄することになる。この場合の監督当局との連絡調整のため、非 EU 企業は自身にかわって監督当局からの連絡や調整を授権された EU における認定代理人（authorised representative）¹⁰⁴を設置しなければならない。

¹⁰¹ CSDDD 第 28 条

¹⁰² CSDDD の附属書に列挙される人権・環境上の権利に関するもので、国内法で保護されている自然人または法人の法的利益への損害をいう。

¹⁰³ CSDDD FAQ 7.2

¹⁰⁴ CSDDD 第 23 条

監督当局は、国内法に基づき非 EU 企業にも制裁金賦課の決定をすることができる。非 EU 企業が従わない場合には、監督当局は違反企業および違反の性質を示した公的声明を出すことができる。

II. 国際的枠組および欧州の法令と CSDDD の国内法化に向けた動向

1. 国際的枠組との関係

CSDDD は、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業宣言などの国際的枠組で示されてきた権利保護に資するため、企業に対してデューディリジェンスの実施などを含めた人権や環境への取組強化を促すことを目的として法制化された背景がある。

CSDDD は、国連指導原則などと比較して、法的拘束力の有無、適用対象企業を限定している点、対象となる人権・環境に関するリスクの内容を具体的な条約を列挙する形で限定している点、デューディリジェンスの対象につき、サプライチェーンやバリューチェーン全体¹⁰⁵ではなく新たに「活動の連鎖」¹⁰⁶という概念を導入して特に下流の対象範囲を限定している点、デューディリジェンスの内容・実施方法について規定され、各 EU 加盟国の国内法化を経て法的拘束力を有する点、違反の場合には制裁が予定されている点などの違いがある。

【表 11】国際的枠組と CSDDD との比較

	国連指導原則	OECD ガイダンス	CSDDD
法的拘束力	なし	なし	あり
対象企業	閾値設定なし	閾値設定なし	閾値設定あり（大規模企業）
内容	DD 実施および開示	DD 実施および開示	・ DD 実施および開示 ・ 気候変動緩和のための移行計画の策定・実施
対象となる関係	企業および取引関係先（取引先企業、バリューチェーン上の組織、企業の事業、製品またはサービスと直接関係ある非国家または国家組織を含む）	企業およびあらゆるビジネス上の関係先（企業の事業、製品、またはサービスに関連するサプライヤー、フランチャイジー、ライセンサー、合併企業、投資家、クライアント、請負業者、顧客、コンサルタント、財務・法律およびその他のアドバイザー、非政府組織、政府組織を含む）	企業、その子会社、または活動の連鎖上のビジネスパートナー（上流、一部下流） ¹⁰⁷ 下流については、製品の流通、輸送または保管に関する企業の下流側のビジネスパートナーの活動であって、当該ビジネスパートナーが企業のために、または企業に代わって行っている場合における活動に限定。
対象項目	人権への負の影響	人権、雇用・労使関係、環境、贈賄、消費者利益、情報開示、コーポレート・ガバナンスへの負の影響	人権・環境に対する負の影響 附属書において、具体的に対象となる人権・環境に関する条約・文書を列挙。
執行	なし	なし	各 EU 加盟国の国内法で規定（制裁金、公表、民事責任・損害賠償責任など）。

（出所）各法令に基づきジェトロ作成

¹⁰⁵ サプライチェーンは、製品・サービスの供給網に着目して使われる用語で、製品・サービスの原材料や資源、設備や調達・確保に係るものと、自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に係るものの両方が含まれる。一方、バリューチェーンは供給網だけでなく製品・サービスに付加価値を与える活動（例：人事、労務管理、技術開発、インフラ管理等）も含めて使われる。

¹⁰⁶ 企業の製品の製造またはサービスの提供に関する上流・下流における事業活動で、上流における活動（企業への供給元側）については、企業の製品の製造またはサービスの提供に関する企業の上流側のビジネスパートナーの活動（例えば、製品、製品の一部分または原材料の設計、採掘、調達、製造、輸送、保管や、製品・サービスの開発が含まれる）、下流における活動（企業による供給先側）については、企業の製品の流通、輸送または保管に関する企業の下流側のビジネスパートナーの活動であって、当該ビジネスパートナーが企業のために、または企業に代わって行っている場合における活動が含まれるとされる。下流の範囲に消費や廃棄は含まれていない。（CSDDD 第 3 条 1 項（g））。

¹⁰⁷ 2025 年 2 月 26 日に欧州委員会より公表されたオムニバス法案においては、デューディリジェンスの義務対象を、自社、子会社、および直接的な取引先に限定し、間接的な取引先については、負の影響に関する信ぴょう性の高い情報がある場合に限定することが提案されている。

このように CSDDD と既存の国際的枠組の間では一定の違いは確認されるものの、CSDDD は、前述の国連指導原則をはじめとする国際的枠組並びに OECD「責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス」（以下、「OECD ガイダンス」という。）¹⁰⁸およびそのセクター別ガイダンスなどを国際的に認められたデューディリジェンス実施に関する枠組として言及し、CSDDD で求められるデューディリジェンス実施にあたっては、これらの国際的枠組に照らして解釈、運用していくことが期待されている¹⁰⁹。

これらの国際的枠組との乖離への対応を含めて実際に CSDDD がどのように運用されていくかは、今後の各 EU 加盟国の国内法次第であるが、各社による対応の際にはこうした背景を念頭に置いておくことが望ましい。

2. EU における他の枠組との関係

(1) 全体像

EU では、ビジネスによる人権や環境に対する取組を促進するために、CSDDD 以外にも、紛争鉱物資源規則¹¹⁰、森林破壊防止規則（EUDR）¹¹¹、バッテリー規則（Battery Regulation）¹¹²¹¹³、企業持続可能性報告指令（CSRD）¹¹⁴¹¹⁵、強制労働製品の域内流通禁止規則¹¹⁶をはじめ、人権や環境保護を目的とした枠組・法令が導入されてきた。

【表 12】EU における人権・環境に関する主な枠組・法令

枠組・法令	内 容
欧州グリーン・ディール	気候と環境に関する課題を機会に変えることで、欧州連合（EU）経済を持続可能なものに転換し、その移行を全ての人々にとって公正かつ包括的なものにするための行程表を示すもの。欧州グリーン・ディールの下で、CSDDD をはじめとする様々な法令が導入されてきた。
紛争鉱物資源規則	スズ、タンタル、タングステン、金などを紛争地域および高リスク地域から調達する EU の精錬事業者や輸入事業者に対して、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンスの実施を義務付けるもの。

¹⁰⁸ 責任ある企業行動のための OECD デューディリジェンス・ガイダンス <<https://mneguidelines.oecd.org/due-diligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm>>.

¹⁰⁹ CSDDD 前文 (5) (6) (14) (20) (37) (51) (59) (62)

¹¹⁰ Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas <<http://data.europa.eu/eli/reg/2017/821/oj>>.

¹¹¹ Regulation (EU) 2023/1115 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1115/oj>>.

¹¹² Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1542/2024-07-18>>.

¹¹³ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、調査レポート「EU バッテリー規則とドイツを中心としたバッテリー生産・リサイクルの動き」（2023 年 11 月） <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/b08a308f2a0bb467.html>>.

¹¹⁴ Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>>.

¹¹⁵ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、調査レポート「CSRD 適用対象日系企業のための ESRS 適用実務ガイダンス」（2024 年 5 月） <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/80fd13a160c18b11.html>>.

¹¹⁶ Regulation (EU) 2024/3015 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2024 on prohibiting products made with forced labour on the Union market and amending Directive (EU) 2019/1937 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/3015/oj>>.

枠組・法令	内 容
森林破壊防止規則 (EUDR)	パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆とこれらの派生製品を EU 域内に供給、または EU から輸出する全ての事業者、貿易事業者に対して、当該製品が森林破壊によって開発された農地で生産されていないことを確認するデューディリジェンスの実施と報告を義務付けるもの。
バッテリー規則	リチウム、コバルト、ニッケルなどの対象鉱物を含むバッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定するもので、対象鉱物のサプライチェーンにおける人権・環境デューディリジェンスの実施を義務付けるもの。
EU グローバル人権制裁制度	発生場所を問わず、世界各地の深刻な人権侵害に責任、関与または関連のある個人、組織に制裁を課すもの。
EU タクソノミー規則 ¹¹⁷	環境的に持続可能な投資を支援することを目的として、一定規模以上の企業に対して環境に配慮した持続可能な経済活動の分類・明確化を求めるもの。CSRD ではタクソノミーに沿った開示も求められる。
金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の情報開示に関する規則 (SFDR)	金融商品を扱う企業や機関投資家に対し、サステナビリティに関する情報開示を義務付けるもの。
企業持続可能性報告指令 (CSRD)	大企業と上場した中小企業などの対象企業に対し、環境権、社会権、人権、ガバナンス要因などの持続可能性事項に関する報告を義務付けるもの。
強制労働製品の域内流通禁止規則	強制労働により生産された製品の EU 域内流通と EU 域外への輸出を禁止するもの。規模、売上高、産業分野にかかわらず適用。

(出所) 各枠組、法制に基づきジェトロ作成

(2) CSDDD と EU における他の枠組の関係

これらの枠組・法令と CSDDD は矛盾するものではなく、根底にある目的が共通する相互補完関係にあるといえる。

例えば、紛争鉱物資源規則、森林破壊防止規則、バッテリー規則は特定の産業、製品を対象に、特定のデューディリジェンスの実施を求めるものであるのに対し、CSDDD は特定の産業に限定せずに、一定規模以上の EU 域内・域外企業に対する人権・環境関連のリスクに関するデューディリジェンスの義務を定めたものである。いずれも人権・環境の観点からのリスク評価が求められているが、対象企業の範囲¹¹⁸、デューディリジェンスの対象となる範囲¹¹⁹、デューディリジェンスの項目¹²⁰など、細かな違いがある。複数の法令の対象となる企業は、それぞれの法令を遵守する必要がある、矛盾する要請がある場合には、より広範な要請またはより具体的な要請をしている法令が優先される見込みである¹²¹。

企業持続可能性報告指令 (CSRD) は、一定規模以上の企業に対して、企業の持続可能性に関する情報の開示を求める指令である。CSDDD がデューディリジェンスの実施に焦点を当てたものであるのに対し、CSRD は開示に焦点を当てたものである。CSRD も CSDDD と同様に国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業宣言といった国際的枠組に依拠している。CSDDD においても開示が求められているところ、CSRD の適用対象とな

¹¹⁷ 日本貿易振興機構 (ジェトロ)、調査レポート「CSRD 適用対象日系企業のための ESRS 適用実務ガイダンス (2024 年 5 月)」別紙 (2024 年 5 月) <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/80fd13a160c18b11.html>>.

¹¹⁸ 例えば、CSDDD ではセクターは限定されないが、紛争鉱物資源規則、森林破壊防止規則、バッテリー規則では特定のセクターに限定されるといった違いがある。

¹¹⁹ 例えば、CSDDD は上流および一部下流、紛争鉱物資源規則はサプライチェーン全体、森林破壊防止規則はサプライチェーンの上流、バッテリー規則は原材料からリサイクルまでサプライチェーン全体といった違いがある。

¹²⁰ 例えば、森林破壊防止規則は、土地使用権、森林関連法等も含まれる。

¹²¹ CSDDD 前文 (17)

る企業は、CSDDD に基づく開示要請と重複がある場合には、CSRD に依拠して開示をすることが求められる見込みである¹²²。

ただし、上記のとおり複数の法令にまたがる重複要請はわかりづらく、解釈の余地もあることから、企業側の負担が大きいとの声も上がっている。そのため、欧州理事会（EU 首脳会議）は 2024 年 11 月、企業側の行政手続、規制対応、報告義務といった過度の負担を軽減するため¹²³、重複する報告義務について整理、軽減するオムニバス法案を 2025 年上半期に提案することを欧州委員会に求めた¹²⁴。これを受けて欧州委員会は、前述のとおり、EU タクソノミー、CSRD、CSDDD における重複部分を念頭に 25%程度の負担軽減を視野にオムニバス法案を提案¹²⁵。うち Stop-the-Clock オムニバス指令については施行済、要件を緩和するオムニバス指令は今後 EU 理事会および欧州委員会において審議がなされる予定である。動向次第では CSDDD における義務内容が大きく変更になる可能性があり、引き続き審議の動向を注視する必要がある。

3. 先行する欧州における他の法令などと CSDDD

(1) 全体像

CSDDD の成立に先立ち、EU に限らず欧州の一部の国では企業による人権・環境に関する取組を促進するための法令や枠組が整備されてきた。これらは大きく分けて、①開示・報告義務型（人権・環境リスクへの対応などに関する開示・報告を義務付け）、②デューディリジェンス実施義務型（人権・環境デューディリジェンスの実施、開示・報告を義務付け）、③輸出入規制型（強制労働などにより製造された製品に対する輸出入規制）に分類される。

【表 13】欧州における人権・環境に関する主な法令

国	法令	内容
英国	2015 年現代奴隷法	年間売上が 3,600 万ポンド以上の営利団体・企業に、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応に関する毎年の声明公表を義務化。
フランス	企業注意義務法	従業員数が一定規模以上の在仏企業に対し、親会社が海外子会社やサプライチェーン上の人権・環境に対する負の影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務化。
ノルウェー	透明性法	一定の条件を満たすノルウェー企業に対し、デューディリジェンスの実施、内容説

¹²² European Commission, Directive on Corporate Sustainability Due Diligence, Frequently asked questions (25 July 2024)

<https://commission.europa.eu/document/download/7a3e9980-5fda-4760-8f25-bc5571806033_en?filename=240719_CSDDD_FAQ_final.pdf>:4/28 現在アクセス不可になっており、Stop-the-Clock オムニバス指令の成立を受けて修正中の可能性あり。

¹²³ Mario Draghi, “The future of European competitiveness Part B In-depth analysis and recommendations” (9 September 2024) <https://commission.europa.eu/topics/strengthening-european-competitiveness/eu-competitiveness-looking-ahead_en>; Enrico Letta, “Much more than a market: empowering the single market to deliver a sustainable future and prosperity for all EU citizens (April 2024) <<https://www.consilium.europa.eu/media/ny3j24sm/much-more-than-a-market-report-by-enrico-letta.pdf>>.

¹²⁴ European Council, Press release “Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal” (8 November 2024) <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/11/08/the-budapest-declaration/>>.

¹²⁵ European Commission, News Article “Commission proposes to cut red tape and simplify business environment” (26 February 2025) <https://commission.europa.eu/news/commission-proposes-cut-red-tape-and-simplify-business-environment-2025-02-26_en>.

国	法 令	内 容
		明、公表、情報開示要求などに対応することを義務化。
ドイツ	サプライチェーン・デューディリジェンス法	従業員数が一定規模以上の在独企業に対し、サプライチェーン上のデューディリジェンスの実施と公表を義務化。
スイス	紛争鉱物および児童労働に関するデューディリジェンス法	一定の条件を満たすスイス企業に対し、紛争鉱物や児童労働に関するサプライチェーン方針の策定やトレーサビリティシステムの構築などの報告作成・保持・公表を義務化。
オランダ	児童労働注意義務法（未施行）	オランダ市場に製品・サービスを提供・販売する企業を対象に、サプライチェーン上における児童労働問題を特定、防止するためのデューディリジェンスを行ったことを示す声明文の提出を義務化。

（出所）各法制に基づきジェトロ作成¹²⁶

(2) CSDDD と先行する国内法の関係

上記のうち、EU 加盟国に着目すると、2017 年にフランスでは一定規模以上の企業に対し、人権侵害や環境被害を防止するため、企業に注意義務計画の作成と実施を求める「企業注意義務法（Duty of Vigilance Law）」¹²⁷が施行。2023 年にドイツでは、一定規模以上のドイツ企業に対し、人権・環境デューディリジェンスの実施と報告を求める「サプライチェーン・デューディリジェンス法（Act on Supply Chain Due Diligence）」¹²⁸が施行。オランダでは施行には至っていないものの、オランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全ての企業を対象に、児童労働に関するデューディリジェンスの実施および表明文の提出を義務付ける「児童労働注意義務法」¹²⁹が成立している。また、EU 加盟国ではないが欧州経済領域（EEA）のノルウェーでは一定規模以上の企業に対して OECD 多国籍企業行動指針に従って人権に関するデューディリジェンスの実施と開示を求める「企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取組に関する法律（Norway Transparency Act）」¹³⁰が 2022 年より施行されている。

¹²⁶ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、調査レポート「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向（全世界編 第 1 版）（2024 年 11 月）<<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/aea11c7aa332ac1f.html>>.

¹²⁷ LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (Law no. 2017-399 of March 27, 2017 relating to the duty of vigilance of parent companies and ordering companies) <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/27/ECFX1509096L/jo/texte>>. 日本貿易振興機構（ジェトロ）パリ事務所が参考和訳 <https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf>を、NGO の RESPECT International が参考英訳 <<https://respect.international/wp-content/uploads/2017/10/ngo-translation-french-corporate-duty-of-vigilance-law.pdf>>を公表している。

¹²⁸ Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten - (Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz – LkSG) 連邦労働社会省（BMAS）は、参考英訳 <https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf?__blob=publicationFile>を、日本貿易振興機構（ジェトロ）ベルリン事務所が参考和訳 <https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf>を公表している。

¹²⁹ Wet van 24 oktober 2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter voorkoming van de levering van goederen en diensten die met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen (Wet zorgplicht kinderarbeid/Child Labour Duty of Care Act)（オランダ語のみ）。日本語では「児童労働によって生産された商品やサービスの供給を防止するための注意義務を導入する 2019 年 10 月 24 日の法律」と訳される。

¹³⁰ Lov om virksomheters åpenhet og arbeid med grunnleggende menneskerettigheter og anstendige arbeidsforhold (åpenhetsloven) LOV-2021-06-18-99 <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2021-06-18-99>>. Act relating to enterprises' transparency and work on fundamental human rights and decent working conditions (Transparency Act). ノルウェー政府より英訳 <<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/2021-06-18-99>>が公表されている。

CSDDD の要請は 2027 年 7 月 26 日までに各 EU 加盟国において国内法化される必要があるが、先行して法制化が進められた国々においても、既存の国内法が CSDDD 上の要請に合致するように、当該期限までに国内法を改正するか、新たに法律を整備していくことになる。CSDDD は、CSDDD の成立により、既に各 EU 加盟国で先行している法律上の要請を緩和することを認めていないところ¹³¹、CSDDD 上の要請が曖昧な部分もあり、今後各 EU 加盟国と EU の間で国内法化のための協議が進められる予定である。国内法化の期限までに時間があるため、各 EU 加盟国で具体的な CSDDD に基づく国内法の法案は 2025 年 4 月 30 日現在不見当であるが、CSDDD 成立前からデューディリジェンスに関する法律が既に整備されているフランス、ドイツの最近の動向を以下簡単に紹介する。

(3) 国別の状況

① フランスにおける動向

i) フランス国内法（企業注意義務法）の概要

フランスでは、CSDDD に先立ち、2017 年に一定規模以上のフランス企業に対し、人権侵害や環境被害を防止するため、企業に注意義務計画の作成と実施を求める「企業注意義務法（Duty of Vigilance Law）」¹³²が施行されている。

同法は、フランスに所在する企業のうち、連続 2 会計年度終了時に①フランス国内における従業員数（フランスに所在する当該企業およびフランスに所在する直接・間接子会社の従業員数の合算）が 5,000 名以上である企業、または、②フランス国内外において合計 1 万名以上の従業員数（フランス国内外の当該企業、直接および間接子会社の従業員数の合算）を雇用している企業に対して、企業活動（当該企業が直接的・間接的に支配する企業、当該企業と確立した取引関係にある下請業者およびサプライヤーの活動を含む）から生じる人権、基本的自由、健康・安全および環境に関するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防ぐための合理的な措置を含む注意義務に関する計画（「注意義務計画」）の策定、実施、有効性評価および開示を義務付けている¹³³。

制定当初は違反に対して 1,000 万～3,000 万ユーロの行政上の制裁金規定が設けられていたが、違法性の定義が不明瞭として憲法評議会により当該制裁金規定が無効とされ、2025 年 4 月現在、違反に対する罰則規定は設けられていない¹³⁴。

ii) CSDDD を受けた国内法の整備

CSDDD を受けた国内法整備の期限である 2027 年 7 月 26 日までに時間的余裕があるため、現時点では具体的な法案が公表される段階ではない。一方、先行する企業注意義務法と CSDDD の要請との間には対象企業、デューディリジェンスの対象範

¹³¹ CSDDD 第 1 条 2 項

¹³² LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (Law no. 2017-399 of March 27, 2017 relating to the duty of vigilance of parent companies and ordering companies) <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/27/ECFX1509096L/jo/texte>>。日本貿易振興機構（ジェトロ）パリ事務所が参考和訳 <https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf>を、NGO の RESPECT International が参考英訳 <<https://respect.international/wp-content/uploads/2017/10/ngo-translation-french-corporate-duty-of-vigilance-law.pdf>>を公表している。

¹³³ 注意義務法第 1 条による改正後商法典 L233-16 条 II

¹³⁴ Constitutional Council, decision no. 2017-750 DC of 23 March 2017 <https://www.diplomatie.gouv.fr/IMG/pdf/law_on_the_duty_of_vigilance_cle8b1211.pdf>.

囲、執行の面で差があり¹³⁵、この点を中心に既存の企業注意義務法の改正または新法の導入が予想される。

【表 14】フランス企業注意義務法と CSDDD との比較

	企業注意義務法	CSDDD ¹³⁶
対象企業	<u>フランス企業</u> - フランス国内従業員数 5,000 名以上 または - フランス国内外従業員数 1 万名以上	<u>EU 企業</u> - 全世界売上高 4 億 5,000 万ユーロ超かつ平均従業員数が 1,000 名超 または - ロイヤルティが年間 2,250 万ユーロ超、かつ全世界での売上高が 8,000 万ユーロ超 <u>非 EU 企業</u> - EU 域内での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超 または - EU 域内でのロイヤルティが年間 2,250 万ユーロ超、かつ EU 域内での売上高が 8,000 万ユーロ超
義務内容	- 注意義務計画の作成、実施、有効性評価 - 注意義務計画の公表	- DD 実施および開示 - 気候変動緩和のための移行計画の策定・実施
範囲	企業および企業の直接・間接支配下にある企業、子会社、供給者	企業、その子会社、または活動の連鎖上のビジネスパートナー
対象	人権・環境に関するリスク。別途人権・環境に関する条約を列挙する形で特定はしていない。	附属書において具体的に対象となる人権・環境に関する条約を列挙。
執行	損害賠償、集団訴訟、公表。行政上の制裁金規定はなし。	各 EU 加盟国で規定（制裁金、公表、民事責任・損害賠償責任など）。

（出所）フランス企業注意義務法および CSDDD に基づきジェトロ作成

iii) フランス国内の反応

フランスでは、CSDDD の成立を受けて、フランス企業注意義務法の下で求められてきた人権・環境への取組が EU レベルで進んでいくこと、企業による人権・環境への取組がより強化されることに対する歓迎の声が聞かれる。その一方で、産業界からは運営実務、費用面での負担の拡大、中小企業の負担の増大、規制が緩やかな国への事業機会の流出、法制度の曖昧性、訴訟の増加などを懸念する声も聞かれる。このような懸念を払拭するため、ガイダンスなどの早期の導入が期待されている。

¹³⁵ 特に、CSDDD を受けて、対象企業についてはフランス企業以外にも拡大すること、適用対象の基準となる閾値を調整すること、気候変動緩和のための移行計画を作成すること、制裁金を設定すること等の検討が必要となる。

¹³⁶ 詳細は本報告書 I 参照。

iv) 当局による対応、訴訟の状況など

企業による企業注意義務法に関する訴訟提起の増加を受けて、2024年1月、パリ控訴院は企業の注意義務や環境に関する責任を専門に扱う部署を創設した¹³⁷。

これに関して、2023年12月5日に、パリ司法裁判所から注意義務違反の一部有罪判決を受けたフランス郵政公社が、2024年3月11日に「注意義務法の解釈と適用に関し、事実上および法的に批判の余地があり、専門の法定で裁かれることが有益」として控訴することを発表している。また、2024年6月18日には、過去に提訴手続上の理由で訴訟却下された NGO や自治体による石油大手トタルエナジーズおよびフランス電力（EDF）に対する注意義務法違反に関する控訴が受理されているなど、今後重要性が増すことが予想される。

② ドイツにおける動向

i) ドイツ国内法（サプライチェーン・デューディリジェンス法）の概要

ドイツでは、2021年に一定規模以上のドイツ企業に対し、企業による人権・環境への取組を促進するためデューディリジェンスの実施と公表を義務化したサプライチェーン・デューディリジェンス法¹³⁸が制定、施行されている。

同法は、2023年1月1日からドイツにおいて雇用される従業員数が3,000名以上の在独企業に、2024年1月1日からは同1,000名以上の在独企業に適用されており、サプライチェーン上の人権および人権に影響を及ぼす環境課題¹³⁹に関するデューディリジェンスの実施およびその内容などの開示を義務付けている。

同法の違反に対しては、義務違反の内容および個別の状況に応じて、法人の場合最大 80 万ユーロの制裁金が課されるほか、公共調達への入札手続からの除外などの罰則も設けられている。

ii) CSDDD を受けた国内法の整備

CSDDD を受けた国内法整備の期限である 2027 年 7 月 26 日までに時間的余裕があるため、現時点では具体的な法案が公表される段階ではない。一方、先行するサプライチェーン・デューディリジェンス法と CSDDD の要請の間には対象企業、デューディリジェンスの対象範囲などの面で差があり¹⁴⁰、この点を中心に既存の同法の改正または新法の導入が予想される。

【表 15】ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法と CSDDD との比較

	サプライチェーン DD 法	CSDDD ¹⁴¹
対象企業	<u>ドイツ企業</u> ・ ドイツにおいて雇用される従業員数 1,000 名以上（ドイツにおいて雇用される当該企業	<u>EU 企業</u> ・ 全世界売上高 4 億 5,000 万ユーロ超かつ平均従業員数が 1,000 名超の企業 または

¹³⁷ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、ビジネス短信「控訴院、人権や環境に関する注意義務法違反で控訴審への道開く」（2024年6月26日）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/4f95c855f8f770ec.html>>.

¹³⁸ Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten (Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz – LkSG) 連邦労働社会省（BMAS）は、参考英訳“Act on Corporate Due Diligence Obligations in Supply Chains Of July 16 2021”<https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf?__blob=publicationFile>を、日本貿易振興機構（ジェトロ）ベルリン事務所が参考和訳「サプライチェーンにおける企業のデューディリジェンス義務に関する法律」<https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf>を公表している。

¹³⁹ ILO 中核的労働基準、国際人権規約、人権侵害につながる環境課題に関する条約（水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル条約）で保護される権益等が対象となる（サプライチェーン・デューディリジェンス法第2条2項、附属書）。

¹⁴⁰ 特に、CSDDD を受けて、対象企業についてはドイツ企業以外にも拡大すること、売上高を閾値に加えること、気候変動緩和のための移行計画を作成すること等の検討が必要となる。

¹⁴¹ 詳細は本報告書 I 参照。

	サプライチェーン DD 法	CSDDD ¹⁴¹
	傘下のグループ会社の従業員、ドイツで雇用され、国外に派遣されている従業員を含む)	- ロイヤルティが年間 2,250 万ユーロ超、かつ全世界での売上高 8,000 万ユーロ超 非 EU 企業 - EU 域内での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超 または - EU 域内でのロイヤルティが年間 2,250 万ユーロ超、かつ EU 域内での売上高が 8,000 万ユーロ超
義務内容	・ デューディリジェンス実施および開示	- DD 実施および開示 - 気候変動緩和のための移行計画の策定・実施
範囲	・ 自社および当該企業が影響を及ぼすグループ企業、直接供給者、間接供給者（人権関連または環境関連の義務の違反の可能性を示唆する情報があった場合）	・ 企業、その子会社、または活動の連鎖上のビジネスパートナー
対象	附属書において、人権および人権に影響を及ぼす環境課題に関する条約・文書を列挙。 CSDDD に列挙されたものより限定的。	附属書において、具体的に対象となる人権・環境に関する条約・文書を列挙。
執行	違反規模に応じて最大 80 万ユーロの制裁金、平均年間売上高が 4 億ユーロを超える場合、違反によっては平均年間売上高の 2% 以下の制裁金。	各 EU 加盟国で規定（制裁金、公表、民事責任・損害賠償責任など）。

（出所）ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法および CSDDD に基づきジェトロ作成

iii) ドイツ国内の反応

ドイツでの CSDDD の成立を受けて、早速ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法のあり方をめぐり議論がされているが、ドイツは CSDDD への最終的な投票を棄権したこともあり、同法の効果に対して懐疑的な声も根強い。これまでの国際的枠組を基とした企業による自主的な取組では不十分で、法的拘束力のある仕組としての同法は必要であると考えられている一方、そもそも同法は不要と考える政党もある。実際に CSDDD に基づく国内法整備のタイミングまで、ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法の廃止または適用を停止すべきとの意見も出たが、実現には至っていない。いずれにしても、CSDDD が成立した今、同法を改正または新法を導入する方向で対応が必要であることには変わりがない。

CSDDD への批判の一例として、対象を一部の大企業に限定しているものの、結局は義務を中小企業に転嫁していく状況はドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法の下でも確認されており、この点の解決が実務上の課題である。この点、ドイツサプライチェーンの監督官庁であるドイツ連邦経済輸出管理庁（BAFA）は、企業による遵守の支援の一環として、リスク分析、適切で効果的な

措置、苦情処理手続、サプライチェーンにおける協力体制などをはじめとする複数のガイドランスを発行している¹⁴²。

iv) 当局による対応、訴訟の状況など

ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法が適用開始となった 2023 年以降 2024 年 10 月までに、ドイツ連邦経済輸出管理庁（BAFA）には 206 件の苦情が報告され、224 件の個別案件につながったが、このうち 183 件はドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法とは関係がないか、適用対象企業以外の企業に関する内容であった¹⁴³。ドイツ連邦経済輸出管理庁（BAFA）は、CSRD に基づく国内法が整備中であることも考慮し、ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法に基づく報告義務の違反については 2026 年 1 月 1 日までは確認しないことを表明している¹⁴⁴。ただし、デューディリジェンスの実施を含めて同法に基づく義務は、同法が廃止または適用停止にならない限り引き続き遵守しなければならない。なお、2024 年 12 月現在、制裁金が課された事例は確認されていない。

訴訟については、ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法に依拠しての訴訟提起というより、グリーンウォッシュ¹⁴⁵関連の訴訟が主流である。例えば、消費者および環境保護団体である Deutsche Umwelthilfe は、2023 年 11 月時点で 41 件¹⁴⁶の気候変動中立関連の訴訟または苦情申立を行っていたが、2024 年 12 月時点では 109 件¹⁴⁷となっており、わずか約 1 年以内に倍以上の件数になり、NGO の活動もより活発になってきていることが窺える。また、2025 年 3 月にはドイツの投資家が投資会社に対して、ESG 関連の遵守状況に関する情報を適切に開示しなかったとして訴えた事案の第一回審問が予定されており、その動向が注目される。

さらに、ドイツの一部報道によれば¹⁴⁸、Volkswagen の管理職 2 名が、Volkswagen の車両に有害物質が含まれているとの内部通報をしたことにより不当な扱いを受けたとして 750 万ユーロの損害賠償請求訴訟を提起しており、その訴えの中でドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法に触れられているとの情報があり、この件の今後の動向も注目される。

¹⁴² BAFA, overview <https://www.bafa.de/EN/Supply_Chain_Act/Overview/overview_node.html>.

¹⁴³ Deutscher Bundestag（ドイツ連邦議会）、“206 complaint related to German Supply Chain Due Diligence Act” (16 October 2024) <<https://www.bundestag.de/presse/hib/kurzmeldungen-1024882>>.

¹⁴⁴ BAFA（ドイツ連邦経済輸出管理庁）、“Reporting Obligation” (25 October 2024) <https://www.bafa.de/DE/Lieferketten/Berichtspflicht/berichtspflicht_node.html>.

¹⁴⁵ グリーンウォッシュとは、実態が伴っていないにもかかわらず、自社の製品が環境にやさしく、持続可能な製品であるといったイメージを与える宣伝・広告活動等を行うことをいう。

¹⁴⁶ Deutsche Umwelthilfe, “overview of climate neutral cases” (23 November 2023) <https://www.duh.de/fileadmin/user_upload/download/Projektinformation/Verbraucher/Klimaneutralit%C3%A4t/2023-11-23_%C3%9Cbersicht_DUH-Verfahren_Klimaneutralit%C3%A4t.pdf>.

¹⁴⁷ Deutsche Umwelthilfe, “overview of climate neutral cases” (23 December 2024) <https://www.duh.de/fileadmin/user_upload/download/Projektinformation/Verbraucher/Klimaneutralit%C3%A4t/2024-12-04_Verfahrens%C3%BCbersicht.pdf>.

¹⁴⁸ Frankfurter Allgemeine, “VW Manager are demanding millions in damages” (20 December 2024) <<https://www.faz.net/aktuell/wirtschaft/hinweisgeber-vor-gericht-vw-manager-fordern-millionen-schadenersatz-vom-autobauer-110186894.html>>.

III. CSDDD 実務上の注意点・対策

1. 概要

CSDDD は、前述のとおり人権・環境に関するデューディリジェンスについて EU レベルで共通のルールを設定することを目指している。2027 年 7 月 26 日までに各 EU 加盟国において CSDDD に沿った国内法を整備することが求められているが、国内法化の過程で適用基準を含めて CSDDD よりも厳しいルールが定められる場合があるため、各国の国内法の内容を確認する必要がある。CSDDD に基づく各 EU 加盟国における国内法の適用対象となる企業は人権・環境に関するデューディリジェンスの実施などに法的責任を持つことになる上、適用対象とならない企業であっても、取引先による要請によって人権・環境への取組や情報提供を求められる可能性は高く、直接的・間接的に EU 市場で取引をする企業にとっても大きな影響が出てくる。

日本貿易振興機構（ジェトロ）による 2024 年度「海外進出日系企業実態調査」¹⁴⁹で、人権・環境デューディリジェンス関連法規制のうち、影響が最も大きいものは CSDDD と回答した企業が 38.8%だったが、業界によって差があり、銀行以外の金融機関、化学品・石油製品、自動車などの輸送用機器部品では 52%以上の企業が既に影響を受けているか、今後影響を受けると回答している。また、ゴム製品、食品・農水産加工品では 70%以上の企業が森林破壊防止規則（EUDR）の影響を受けていると回答している。

当該調査において実際に「デューディリジェンスを実施している」と回答した在欧日系企業は 37.2%であるが、「実施に向け準備中」または「実施検討のために情報収集中」とした回答した企業も合わせれば 76.9%となっている。「デューディリジェンスを実施していない」と回答した企業の理由としては、「人手不足・情報不足」を筆頭に「企業規模や事業内容上、対象外」、「本社からの指示待ち」、「サプライチェーンが限定的」が挙げられている。

法令遵守の観点からは、CSDDD に基づく義務履行が求められる時期は、企業規模に応じて 2028 年以降となるが、企業に対して人権・環境を含むサステナビリティ関連の報告を求める CSRD の下では一部の対象企業は人権・環境への取組状況に関する報告義務が 2024 年会計年度分より求められる。このため、企業によっては、報告の前提となる人権・環境への取組を既に実施しており、その一環として取引先に対して人権・環境に関するデューディリジェンスの実施を求める企業もある。

企業の中には人権方針に加えて、例えば CSR 調達方針、サプライヤー行動規範を定めて、サプライヤー選定時点で人権・環境への取組状況を考慮したり、直接取引先のみならず間接取引先にもサプライヤー行動規範の遵守を求めたりする企業もある。具体的な内容は、企業の社会的責任、人権、環境、労働、事業慣行、地域社会の尊重、原材料の調達などに関するもので、サプライヤー行動規範の遵守が取引契約の条件となっていたり、遵守しない場合には取引継続のために是正措置を決定するか、契約解除の要因ともなりうる旨が定められていたりする場合もある。また、遵守状況についての記録や苦情処理・問題解決のための制度設計を求めている場合もある¹⁵⁰。

¹⁴⁹ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、「2024 年度海外進出日系企業実態調査：欧州編・グリーン・デジタル法規制や高コストの課題に挑む在欧日系企業 -」（2024 年 12 月）<<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/bf50342a7b795067.html>>。欧州に進出している日系企業 1,324 社に対して実施した経営実態に関するアンケート調査で、有効回答は 772 社（有効回答率 58.3%）であった。

¹⁵⁰ 企業の持続可能な調達方針の現状について、日本貿易振興機構（ジェトロ）、「欧州企業の持続可能な調達方針に関する調査報告書」（2023 年 3 月）<<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/1a4e48dba2c5e39a.html>>。

このような現状を鑑みれば、CSDDD に基づいて制定される各 EU 加盟国の国内法の適用対象となるか否かにかかわらず、EU 市場で直接または間接的に事業を行う企業は人権・環境に関するデューディリジェンスの実践は事業戦略上も重要となる。CSDDD をめぐっては、国内法化に向けて EU および各 EU 加盟国の間で詳細につき協議が進められる見込みであり、欧州委員会は次のとおり CSDDD 上の義務を遂行する上での支援となるガイドラインを 2027 年 1 月から 7 月の期限まで（ただし、企業の準備支援のため、2026 年 7 月までに前倒しされる可能性あり）¹⁵¹に発行する予定である¹⁵²。

- ・ 企業レベル、事業別、地理的・背景別、製品・サービス別、セクター別のリスク要因の評価に関するガイダンス
- ・ リスク特定の過程、影響の優先順位付け、ステークホルダーエンゲージメント、責任ある撤退に関するガイダンス
- ・ セクター別ガイダンス
- ・ ビジネスパートナーとのモデル契約条項に関するガイダンス
- ・ 産業、多様なステークホルダー主導の取組に関する情報
- ・ 第三者検証の適切性評価基準に関するガイダンス
- ・ 遵守を促進するためのデータ・情報源の参照先、デューディリジェンス実施を支援するためのデジタルツール
- ・ 営業秘密の保護規定などに沿った、企業間の情報および資源の共有に関する情報
- ・ 気候変動緩和のための移行計画に関するガイダンス

また、各 EU 加盟国は単独または共同して有益なウェブサイト設置、ガイダンス発行、ホットライン、データベース、研修、支援金などの対応を実施することが期待されている¹⁵³。これらの動向次第で、企業は対応を調整していく必要があるが、基本的な姿勢として適用対象となる企業および適用対象とならない企業には次のような対策が求められる。

2. CSDDD 適用対象会社による対策

CSDDD 適用対象会社に必要な対策は第 I 部 7 章（CSDDD で定められる義務）記載のとおりであるが、実務上の注意点・対策としては次のとおりである。

(1) 適用対象か否かの査定

EU に拠点のある企業または EU である程度の売上のある企業は、CSDDD に基づく国内法により自社が適用対象となるか否か、また、適用されるとすれば適用開始時期を検討する。このとき、EU 加盟国によっては、適用対象基準につき CSDDD で定める基準以上の要件を定める可能性があるため、拠点のある国、売上のある国をはじめ、関係する EU 加盟国の国内法において別途の適用基準が定められていないか、分析する必要がある。

非 EU 企業への適用対象基準は、従業員数要件はなく、売上高要件のみである。特に EU に拠点がある非 EU 企業の最終的な親会社の場合、グループ全体での EU における売上高を確認していく必要がある。適切な管轄を決定するために各国別の売上高も確認していく必要があり、企業によっては、これまで行ってこなかったような売上高データの収集が必要な場合もあるため、現在自社で該否判断のために必要な情報があるかも確認する必要がある。

¹⁵¹ European Commission, “Questions and answers on simplification omnibus I and II” (26 February 2025)（「オムニバス Q&A」）<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_615>.

¹⁵² CSDDD 第 19 条

¹⁵³ CSDDD FAQ 8.4

適用対象か否かの査定の結果、CSDDD 適用対象と判断される場合には、法定の義務履行のための準備を開始する。具体的には、ビジネスパートナーに対してデューディリジェンス実施にあたって必要な情報を請求したり、製品やサービスに関係する行動の見直しを行ったりする必要がある。CSDDD 適用対象外と判断される場合、自社が CSDDD 適用対象会社の「活動の連鎖」上に該当しないか検討し、情報提供のために必要な準備をする。

(2) 事業体制、戦略、方針の見直し

現在のビジネスモデルを含む事業体制、戦略について、人権の尊重、環境保護、気候変動対策の観点から改善できる点はないか分析する。グローバルに活動する企業は、既に人権方針、行動規範をはじめとする社内の方針を策定している企業も多い。既存の枠組があれば、新たな仕組を構築するというより、既存の枠組を見直すことも一案である。例えば、既存の枠組が、人権・環境に対する負の影響の特定、評価、優先付け、潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化のための最善の努力といえる体制か、従業員（子会社やビジネスパートナーの従業員を含む）、労働組合、労働者代表、消費者、企業の商品・サービス・事業運営により、自身の権利や利益に影響のある個人、グループ、市民社会、人権・環境団体、これらを代理する者を含むステークホルダーとして該当するものは具体的には誰か、ステークホルダーの期待、要望、関心などを把握、理解し、企業的意思決定の過程に誠実に反映を試みる取組（ステークホルダーエンゲージメント）ができているか、人的・経済的な投資ができているか、といった点を検討し、必要であれば見直しを行うといったことが考えられる。

(3) 協力体制の構築

CSDDD による要請の理解、必要情報の収集、負の影響の特定は大々的に行われる必要があり、また、少なくとも 12 カ月毎に継続的に見直しが必要となる（企業にとって目立った変化があった場合にはその都度）。違反の場合には、民事責任、制裁金の対象となりえ、経済的にも影響が大きい。ある年に最優先であった課題が、別の年には該当しないといったケースもありえ、継続したモニタリングは必須である。このことから、人権・環境デューディリジェンスについて継続的に扱える人材をサステナビリティや法務部、コンプライアンス部といった一部の部署だけではなく、経営の上層部および営業、経理、財務、人事、製品開発、調達、情報システム、技術、総務、経営企画、広報、生産管理、製造管理、購買部など、各企業において幅広い部署と連携して効率よく情報収集、対応できる体制構築が必要となる。

(4) 活動の連鎖の把握

CSDDD の対象は「活動の連鎖」であるが、バリューチェーン、サプライチェーンにおいてどのような人権・環境リスクが存在するのかを分析し、その深刻度および発生可能性を把握する。ここでは、企業の事業体制、営業データ、サプライヤーの状況など幅広いデータが必要となる。ここでデータ管理が透明性を持ち一元化した体制になれば、デューディリジェンスの効率化に寄与すると思われる。

(5) ステークホルダーとの信頼関係の構築（取引先との契約の見直しを含む）

人権・環境への負の影響に対処するには、様々なステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠である。また、政府の公共調達における業者選定にあたっては、企業の人権・環境に関する取組状況が考慮される¹⁵⁴。人権・環境および気候変動に考慮した実務慣行ができるように、研修の機会や行動規範などを通じた啓蒙活動、丁寧なヒアリングなどを通して、ス

¹⁵⁴ CSDDD 第 31 条

テークホルダーとの信頼関係を構築することが望ましい。また、取引先とともに人権・環境に関する課題に取り組むために必要となる取引先との契約見直し事項がないか確認することも考えられる。

(6) 法令遵守のための計画策定（他の法令遵守との調整を含む）

CSDDD に基づく人権・環境デューディリジェンスの義務は、他の EU レベルでの法令（例：バッテリー規則、森林破壊防止規則、紛争鉱物資源規則）、フランスの企業注意義務法、ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法、ノルウェーの企業の透明性および基本的人権とディーセント・ワーク条件への取組に関する法律、スイスの紛争鉱物および児童労働に関するデューディリジェンス法をはじめとする他のサプライチェーンやバリューチェーンにおける人権・環境課題に関するデューディリジェンスを促す法令の対応とも重複する部分が出てくる可能性がある。欧州以外の法令についても同様である。一方、法域によって適用基準や範囲など差もあるため、適用される法令の要請事項との差異を把握することも必要である。重複している実務、方針を活用しつつ、各法域固有の要請に対応できるように、自身およびグループ会社の事業や活動の連鎖の全体像、既存の他の枠組のコンプライアンス体制を確認し、遵守のための計画を策定することが望ましい。そのためにも、今後策定される CSDDD に基づく各 EU 加盟国の国内法の動向を適時に把握することが重要となる。また、違反の場合に損害賠償請求も可能となるため、原告側が自身にとってより有利な判決が出される見込みのある国の裁判所に訴訟提起するという状況も予想されることに注意が必要である。

(7) 産業別、多様なステークホルダー主導の取組の活用

CSDDD では、産業別、多様なステークホルダー主導の取組の活用が、企業の法令遵守のための負担を軽減し、CSDDD の政治的目標を達成するために役立つものとして挙げられている¹⁵⁵。一社の努力では人権・環境に関する負の影響に対処しきれない場合には、有効な手段であり、特にリスク分析、検証、ステークホルダーエンゲージメント、苦情処理制度に関する活用が効果を発揮しうる。競合他社との協力は、競争法上の懸念を惹起するリスクにも配慮しながら、必要に応じて効果的に活用できるように、自社の産業分野、活動地域に詳しいステークホルダー主導の取組の動向も注視しておくことが望ましい。

(8) 顕著な変化の活用

企業、子会社またはビジネスパートナーにおける新たなセクターや地域での事業開始、新製品の生産、既存の製品の生産方法の変更、組織再編、合併、買収などを通じた企業構造の変化といった法的または事業環境の顕著な変化を契機に、人権や環境への取組を見直すことも必要である。合併、買収などにより、CSDDD の適用対象となる場合も考えられる上、合併、買収による相手方の審査にあたっては、従来の財務状況、法的問題、事業運営（IT、人事含む）といった観点からの企業価値評価に加えて、人権・環境の観点からの分析・評価も重要となる。環境については買収対象の工場・施設・土地について、土壌汚染、大気汚染、アスベストなどの環境リスクや、原状回復のためのコストを明確化するための環境デューディリジェンスを実施している企業は少なくないが、CSDDD で求められる環境デューディリジェンスは、買収前一回限りではなく、継続して実施する必要があることや、環境問題が人権侵害につながることも念頭におかなければならず、買収時における相手方の企業価値の評価にあたっては、こうした長期的視点も必要になる。

¹⁵⁵ CSDDD 前文（52）（59）（71）、第10条、第11条、第13条、第20条

(9) ガイドライン、国内法化の動向の継続的注視

前述のとおり、今後 2027 年（ただし、企業の準備支援のため、2026 年 7 月までに前倒しされる可能性あり）¹⁵⁶にかけて、欧州委員会からは、リスク要因、リスク特定の過程、影響の優先順位付け、ステークホルダーエンゲージメント、責任ある撤退、ビジネスパートナーとのモデル契約条項、産業、多様なステークホルダー主導の取組、第三者検証などの適切性評価基準、遵守を促進するためのデータ・情報源、気候変動緩和のための移行計画に関するガイドラインが発行される予定である。これらのガイドラインには、デューディリジェンス実施にあたって企業にとって推奨される実務（ベストプラクティス）、実用的な方法に関する情報も含まれる予定で、企業のコンプライアンス計画にも参考になりうるものである¹⁵⁷。今後このようなガイドラインが発行されることも念頭に、継続的にデューディリジェンス体制を見直していくことが重要である。

また、各 EU 加盟国においても、ヘルプデスクや専用のウェブサイトが設けられるなどの支援も整備されているところである。これらの政府による情報発信も参考に、準備を進めることが望ましい。

(10) オムニバス法案の動向の継続的注視

前述のとおり、2025 年 2 月 26 日に公表された、欧州委員会によるオムニバス指令案においては、デューディリジェンスの対象の縮小、ステークホルダーの範囲の限定、モニタリングの頻度の延長、取引関係の終了に関する義務の削除、民事責任に関する規定の修正といった CSDDD の適用要件および義務内容の大幅な緩和が提案されており¹⁵⁸、今後 EU 理事会および欧州議会で審議される予定である。Stop-the-Clock オムニバス指令については、迅速に成立、施行され、CSDDD の国内法化の期限が 2027 年 7 月 26 日に延期、また、最初の適用開始時期が 2028 年 7 月 26 日に延期されることが確定している。その他の要件緩和に関するオムニバス指令案については、標準的な審議期間である 18 カ月ほどを要する可能性もあり、実際にどのような内容で CSDDD が改正されていくのか、引き続き EU 理事会および欧州議会での審議を継続的に注視する必要がある。

オムニバス法案は、CSDDD による要請の簡素化を提案しているものの、EU では欧州グリーン・ディールの関連目標は引き下げておらず、企業持続可能性への取組は引き続き推進する姿勢を維持しており、サステナビリティへの取組は引き続き重要課題として捉えている点には変わりがない。また、欧州企業の中には、CSDDD 成立以前から国際的基準に基づいて人権・環境への取組を実施し、サプライヤー選択の際もサステナビリティに関する取組を評価基準の一つとして定める企業も少なくない。持続可能な社会の実現に寄与するためにも、企業による国際的基準に基づく人権・環境への取組は重要であり、法令遵守の観点に加えて、企業が事業を実施する国、地域、活動分野、従業員や取引先を含むステークホルダーとの対話や情報収集を継続し、リスクに応じた対応を継続することが推奨される。

¹⁵⁶ European Commission, “Questions and answers on simplification omnibus I and II” (26 February 2025)（「オムニバス Q&A」）<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_615>.

¹⁵⁷ CSDDD 第 19 条

¹⁵⁸ European Commission, News Article “Commission proposes to cut red tape and simplify business environment” (26 February 2025) <https://commission.europa.eu/news/commission-proposes-cut-red-tape-and-simplify-business-environment-2025-02-26_en>. 適用開始時期および国内法化の期限に関する変更を定めた Stop-the-Clock オムニバス指令案（Omnibus I – COM (2025) 80）と要件緩和に関する変更を定めたオムニバス指令案（Omnibus I – COM (2025) 81）に区別される。

3. CSDDD 適用対象外の会社による対策

CSDDD 適用対象外の会社は、CSDDD に基づき制定された各 EU 加盟国の法律においても適用対象とならないか念のため確認を要する。EU 加盟国において別途の基準を設けることが妨げられないためである。それでも適用対象外であることが確認できた場合、自身のサプライチェーン、バリューチェーン上に、CSDDD 適用対象企業がないか確認し、どの程度の影響がありえるかを分析する。CSDDD 適用対象企業としては、自身の活動の連鎖上のビジネスパートナーにおける人権・環境への負の影響に対応していく必要がある。このため、CSDDD 適用対象外の会社は、取引先を通じて人権・環境に関する取組状況について照会を受ける可能性が高くなる。その際、速やかに実際にどのような取組を行っているか説明できる体制を構築しておくことは競争力の強化にもつながる。また、CSDDD の適用の有無にかかわらず、企業の社会的責任を果たす一環として人権・環境への取組を行っていくことが期待されていることも認識する必要がある。近年の企業による人権・環境リスクへの取組への期待を受けて、取引先を変更する企業も出てきており、これらへの適切な対応が新しいビジネスの機会にもつながることも考慮に入れて、積極的に適切な措置を取っていくことが期待される。

4. まとめ

CSDDD に基づく義務履行にあたっては、最終的には 2027 年 7 月 26 日を制定期限とする各 EU 加盟国における国内法を確認する必要があるし、オムニバス指令案の動向も注視する必要があるものの、企業による人権・環境への取組は国連指導原則を含む国際的枠組における要請でもあることを念頭に、各企業においては適切に準備を進めることが望ましい。自社のみならず、子会社および活動の連鎖上の人権・環境に関する負のリスクを特定、評価、優先付けし、潜在的な負の影響を防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化をするためには、バリューチェーンにおけるビジネスパートナーとの協力は不可欠である。また、必要に応じて、人権・環境への取組に関する契約条項を入れる場合には交渉も必要となる。CSDDD に基づく要請を自社の事情にあわせて丁寧に事業運営に組み込むことができれば、権利者の保護に加えて、企業価値の向上、顧客との関係強化、リスク管理の強化にもつながる。こうすることで、何か問題が顕在化した後に緊急措置、制裁金の支払い、評判の低下といった高い代償を払うのではなく、事前に積極的に取組を行うことで早期に問題を把握し、対応することが可能になる。仮に何らかの問題が顕在化した場合においても、自社が人権・環境問題に真摯に取り組んでいたことを示すこともできる。また、既存の国連指導原則をはじめとする国際的枠組に沿った取組や人権・環境デューディリジェンスを促す法令の遵守体制との調整や統合の検討も余裕をもって進めることができる。今後欧州委員会から出されるガイダンスや各 EU 加盟国からの発信なども参考にしながら継続的な取組が必要となるが、基礎がある程その調整もしやすいことが考えられる。CSDDD 適用対象企業はもちろんのこと、非適用対象企業においても自社の現状と課題を把握し、先を見越して前向きに積極的な対応を取っていくことが期待される。デューディリジェンス実施にあたって参考となる情報源を本報告書の V. 別紙として準備しているので、一例として参照されたい。

また、2024 年 12 月 13 日に施行された「強制労働製品の域内流通禁止規則」¹⁵⁹が 2027 年 12 月 14 日より適用開始されれば、規模、売上高、産業分野にかかわらず生産、製造、収穫、採掘のいずれかの段階で強制労働があった製品については EU 域内への流通、輸出入が禁止されることから、CSDDD の適用の有無にかかわらず、企業は自身のサプライチェーン、バリューチェーン上の強制労働リスクにつきデューディリジェンスを実施し、強制労働を排除することが求められる。このことから、企業における効果的な人権・環境デュー

¹⁵⁹ Regulation (EU) 2024/3015 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2024 on prohibiting products made with forced labour on the Union market and amending Directive (EU) 2019/1937 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/3015/oj>>.

ディリジェンスの実践は、EU において事業を行う上で必要不可欠なものとなる。「強制労働製品の域内流通禁止規則」については次章で説明する。

IV. 強制労働製品の域内流通禁止規則の概要

1. 全体像

2024 年 12 月 13 日、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通および域外への輸出を禁止する「強制労働製品の域内流通禁止規則」（以下「強制労働製品禁止規則」という。）¹⁶⁰が施行された。施行 3 年後の 2027 年 12 月 14 日より適用開始される予定である。違反の場合の制裁の内容は、各 EU 加盟国が 2026 年 12 月 14 日までに国内法で決定する。

2. 背景

ILO の報告によれば、世界では様々な産業において 2,760 万人の人々が強制労働に従事しているといわれている¹⁶¹。EU は、サプライチェーンにおける強制労働の発生を防ぐため、国連、ILO および OECD を含む国際機関による国際的枠組に沿ったデューディリジェンスを推奨しており、そのための法整備も進めてきた¹⁶²。CSDDD によるデューディリジェンスの実施の義務化のみならず、強制労働製品禁止規則によって強制労働を用いた製品の流通を禁止することで、法令遵守の強化を図る目的がある。

3. 沿革

2021 年 2 月 18 日、欧州委員会は持続可能で開かれた貿易政策に関する報告書を公表し、その行動計画の一つとして、持続可能で責任あるバリューチェーン構築促進のためにデューディリジェンスの義務化や EU から強制労働製品を排除するための仕組構築を目標に掲げた¹⁶³。

2021 年 7 月 12 日、欧州委員会は欧州対外行動庁（EEAS : European External Action Service）と共同してサプライチェーンにおける強制労働排除のためのデューディリジェンスについてのガイダンス¹⁶⁴を発表、2022 年 2 月、欧州委員会は一定規模以上の企業に人権・環境デューディリジェンスを義務付ける CSDDD 案を公表した。同時に、強制労働製品の流通を禁止するための法整備を行うことを公表した。

その後、2022 年 9 月 14 日に欧州委員会が強制労働の EU 市場からの効率的な排除を目指して強制労働製品禁止規則案を提案した。これを受けて、2023 年 11 月に欧州議会が 2024 年 1 月に EU 理事会が、交渉上の立場を採択した。その後、2024 年 3 月 5 日に EU 理事会と欧州議会の間で規則案について政治的合意に達したことが公表され、2024 年 11 月 19 日に EU 理事会が規則案を正式に採択した。

これを受けて、2024 年 12 月 12 日に強制労働製品禁止規則の官報掲載がなされ、その翌日の 2024 年 12 月 13 日に施行された。前述のとおり、施行から 3 年後の 2027 年 12 月 14 日より適用が開始される¹⁶⁵。

¹⁶⁰ Regulation (EU) 2024/3015 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2024 on prohibiting products made with forced labour on the Union market and amending Directive (EU) 2019/1937 (Text with EEA relevance) <<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/3015/oj>>.

¹⁶¹ ILO, “Annual profits from forced labour amount to US\$ 236 billion, ILO report finds” (19 March 2024) <<https://www.ilo.org/resource/news/annual-profits-forced-labour-amount-us-236-billion-ilo-report-finds>>.

¹⁶² 強制労働製品禁止規則 前文 (5) (9)

¹⁶³ European Commission, “Trade Policy Review – An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy” (18 February 2021) <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:5bf4e9d0-71d2-11eb-9ac9-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>.

¹⁶⁴ European Commission, Press release “New EU guidance helps companies to combat forced labour in supply chains” (13 July 2021) <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_21_3664/IP_21_3664_EN.pdf>.

¹⁶⁵ European Parliament, Legislative Train Schedule “Regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market” (15 December 2024) <<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-an-economy-that-works-for-people/file-forced-labour-product-ban>>.

4. 適用対象

EU 域内向けオンライン販売を含め、製品を EU 域内で流通または EU 域外に輸出するあらゆる事業者（自然人、法人、組合）を対象に、採掘、収穫、生産、製造などサプライチェーンのいずれかの段階において、部分的または全面的に強制労働を用いて製造された製品（以下、「強制労働製品」という。）の EU 域内での流通と EU 域外への輸出が禁止される¹⁶⁶。構成する部品の原産国や産業は問わない。なお、流通には、EU 市場で利用可能にすること（商業活動の過程で、有償あるいは無償で、流通、消費、使用のために市場に物品を供給すること）および上市（最初に EU 市場で利用可能にすること）が含まれる。

強制労働製品禁止規則でいう「強制労働」とは、強制児童労働を含む ILO の強制労働に関する条約（第 29 号）の定義を、「国家による強制労働」については、ILO の強制労働の廃止に関する条約（第 105 号）の定義を指す¹⁶⁷。つまり、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでない全ての労働、制裁や差別の手段として強制される労働をいう。例えば、暴力や虐待による移動の制限または換金、賃金やパスポートなどの身分証明書の没収、詐欺的債務による束縛といった状況下で、労働を強制する場合が含まれる。

CSDDD は適用対象企業として規模基準（従業員数・売上高）を設けているが、強制労働製品禁止規則では規模基準はなく、EU 域内で製品の販売や EU 域外への輸出を行う全ての事業者に適用される。

5. 内容

(1) 規制の内容

強制労働製品禁止規則は、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通および域外への輸出を禁止するものであるが、その執行は主として主導管轄当局（後述）による強制労働製品禁止規則の潜在的違反を特定するためのリスクベースに基づく調査（事前調査および必要に応じて正式調査）を通して行われる。また、輸出入事業者においては通関時に製品の製造事業者やサプライヤーなどに関する追加情報の提出が必要となる¹⁶⁸。調査の結果、強制労働製品と認定されれば、強制労働製品の流通・輸出禁止、回収・処分、強制労働製品が一部部品の場合は代替可能な部品への置換などの措置命令が決定される。事業者は、不服がある場合には決定の見直しを請求することができる。

【表 16】強制労働製品禁止規則：手続の流れ¹⁶⁹

項 目	内 容	期 間
事前調査	- 主導管轄当局が関係する事業者に法令の遵守状況やデューディリジェンス実施状況についての情報請求。 - 必要に応じてサプライヤーやステークホルダーにも連絡。 - 主導管轄当局は、事前調査に基づき正式調査の要否を決定。	回答準備期間： 30 営業日 審査期間： 回答受領から 30 営業日

¹⁶⁶ 強制労働製品禁止規則 第 2 条（7）、第 3 条、第 4 条

¹⁶⁷ 強制労働製品禁止規則 第 2 条（1）（2）

¹⁶⁸ 強制労働製品禁止規則 第 26 条

¹⁶⁹ 強制労働製品禁止規則 第 17 条乃至第 21 条

項 目	内 容	期 間
正式調査	- 事前調査の結果、強制労働に関する相当な懸念が認定された場合に正式調査を実施。 - 事業者の規模、経済的資本、製品の量、強制労働の規模を考慮し、強制労働にできる限り近い事業者から追加情報を請求。 - 必要に応じて現地査察。	回答準備期間： 30～60 営業日 正当な理由がある場合は、回答準備期間の延長申請が可能
決定	調査の結果、強制労働製品と認定された場合には、主導管轄当局は内容に応じて流通・輸出禁止、回収・処分、置換などの措置命令を決定。	調査開始から原則 9 カ月以内
見直し請求	事業者は、強制労働製品の義務違反がないことを示す新たな資料を提示しつつ、決定の見直しを求めることが可能。	審査期間： 請求受領から 30 営業日
税関差止	流通・輸出、回収・処分、置換などの決定がされた強制労働製品における税関差止。	—

(出所) 強制労働製品禁止規則に基づきジェットロ作成

事業者は、特定の製品を EU 域内で流通あるいは域外へ輸出する場合、製品を特定するための情報、製品の製造者または生産者情報、製品のサプライヤー情報を税関に提出することを求められる。欧州委員会は、こうした追加情報の提出を求める製品を指定する委任規則を採択する予定である¹⁷⁰。

(2) リスクベースに基づく調査

調査はリスクベースに基づく事前調査と正式調査に分類される。まず、主導管轄当局が事前調査を通して強制労働製品の疑いがある事例につき事前調査を実施し、その結果、強制労働製品であることの相当な懸念があると判断した場合には、正式調査を実施する。このとき、調査対象となった事業者は主導管轄当局による情報収集の求めに応じて一定の期間内に情報提供することが求められる¹⁷¹。

主導管轄当局は、強制労働により採掘、収穫、生産、製造された疑いのある製品につき事前調査を開始する際、強制労働の発生可能性を評価するにあたり、下記の事項を基準とするリスクベースアプローチを採用する¹⁷²。

- ・ 疑われる強制労働の規模と深刻度（強制労働が国家権力によるものかを含む）
- ・ EU 市場に流通される製品の量
- ・ 最終製品に占める強制労働が疑われる部分の割合

その上で、主導管轄当局は、過去の事例、データベースの情報、リスク指標、各 EU 加盟国の主導管轄当局からの情報、市民社会や労働組合を含むステークホルダーからの情報などに基づき、強制労働の発生可能性を評価する。また、調査対象となる事業者を決定する際に、中小企業に配慮すべく、事業者の規模を考慮し、強制労働の防止、緩和、停止に最も影響力を持ち、サプライチェーンにおいて強制労働の発生地点にできる限り近い事業者に対する調査に重点を置く。

¹⁷⁰ 強制労働製品禁止規則 第 27 条

¹⁷¹ 強制労働製品禁止規則 第 17 条、第 18 条

¹⁷² 強制労働製品禁止規則 第 14 条

(3) 情報収集

調査にあたっては、主導管轄当局は事業者がサプライチェーンにおける強制労働リスクを特定、防止、緩和、停止または救済のための取組状況を確認するため、次の事項に基づく事業者の対応状況に関する情報収集を行う。このとき、事業者だけでなくステークホルダーにも聴取することができる。

- ・ 強制労働に関するデューディリジェンスを定めた EU または国内法
- ・ 欧州委員会より発行された各種ガイドライン
- ・ 国連、ILO、国連その他の国際機関から推奨されるデューディリジェンスに関するガイドライン
- ・ サプライチェーンにおける強制労働に関するデューディリジェンスに有益な資料

主導管轄当局による当該情報収集の際に事業者が行ってきた取組を証拠とともに説明できることが重要である。

6. 主導管轄当局

各 EU 加盟国にて、2025 年 12 月 14 日までに強制労働製品禁止規則の執行を担当し、制裁を課す権限を有する管轄当局を設置する¹⁷³。EU 域外での強制労働が疑われる場合には欧州委員会が、EU 域内での強制労働が疑われる場合には、その発生地における管轄当局が主導管轄当局となり、他の関係当局と協力しながら調査を進めることとなる¹⁷⁴。主導管轄当局は、強制労働の疑いがある製品に関し調査を実施し、強制労働があると判断した場合、事業者に対し当該製品の EU 域内における流通および EU 域外への輸出の禁止のほか、回収、廃棄などを命ずる役割を負う。

必要に応じて現地調査も実施される可能性があるが、発生地が第三国の場合には、当該第三国の政府に公式に通知され、異議がなかった場合に実施されることになる。違反の有無は調査の主担当である主導管轄当局が決定する。

7. 決定

強制労働製品禁止規則の違反の証明責任は主導管轄当局側が負い、違反の有無は調査開始から原則 9 カ月以内に判断されなければならない。事業者または公的権力による正当な理由のない情報提供の拒否または遅延、不十分な情報提供による調査妨害、誤解を招く情報提供、国家による強制労働リスクが特定された場合などの調査妨害があった場合には、違反があったと見なされうる。

強制労働製品禁止規則の違反があった場合には、主導管轄当局により次のいずれかの措置を取る決定がなされる。

- ・ EU における流通または EU 域外への輸出の禁止
- ・ EU に流通された製品の回収・処分¹⁷⁵
- ・ 代替可能な部品への置換¹⁷⁶

¹⁷³ 強制労働製品禁止規則 第 5 条

¹⁷⁴ 強制労働製品禁止規則 第 15 条

¹⁷⁵ 処分とは、具体的には、可能な場合にはリサイクルし、腐りやすい製品についてはチャリティ等に寄付する。これらが難しい場合には使えない状態にする（強制労働製品禁止規則 第 25 条）。

¹⁷⁶ 強制労働製品禁止規則 第 20 条、第 22 条、第 23 条

EU において供給リスクのある戦略的に重要な製品に関しては、強制労働製品であっても処分を命じない決定をすることができ、一定の期間内に事業者が自身の負担でサプライチェーンにおける強制労働を解消した場合には、市場に戻すことが可能である¹⁷⁷。

EU 加盟国の主導管轄当局による決定は、EU の相互承認の原則により、他の全ての EU 加盟国で有効である。

税関によって、EU への輸出および EU からの輸出の際に強制労働を疑う製品が特定された場合には、税関は当該製品を差し止めた上で、直ちに主導管轄当局に必要な情報を提供する。主導管轄当局は通関の可否を決定することになる¹⁷⁸。

8. 制裁

事業者が主導管轄当局による決定に従わない場合には、事業者は制裁の対象となる¹⁷⁹。具体的な制裁の内容は、効果的、相対的、抑止的なものになるように各 EU 加盟国の国内法で定められるが、下記の事項を考慮して決定される。

- ・ 違反状態の重大さと期間
- ・ 同一事業者による過去の違反状況
- ・ 主導管轄当局への協力姿勢
- ・ 遵守しないことにより得られた経済的利益、避けることができた損益

各 EU 加盟国は制裁の内容について 2026 年 12 月 14 日までに決定する。

9. 遵守のための支援

(1) プラットフォーム

法令遵守および執行の支援の一環として、EU レベルでの効率的で効果的な執行・運用のためのプラットフォームである強制労働製品に対する EU 加盟国と欧州委員会によるネットワーク（Union Network Against Forced Labour Products）が構築される。このネットワークを通じて関係当局が情報交換を行い、強制労働製品禁止規則の均一的な運用を目指す。

(2) ポータルウェブサイト

欧州委員会は、外部専門家による支援を受けて、主導管轄当局の情報、ガイドライン、強制労働製品に関する決定をはじめとする強制労働製品禁止規則に関する情報を一元化したウェブサイト（Forced Labour Single Portal）を設置する。さらに、2026 年 6 月 14 日までに、特定の地理的地域または特定の産業・製品における強制労働など¹⁸⁰について、ILO、国連、学術機関などからの信頼できる証拠に基づく情報をまとめたデータベースが準備され、ウェブサイトに掲載、継続的に更新される予定である¹⁸¹。当該ウェブサイトでは特にリスクの高いものについては「高リスク」に指定して公表される。サプライチェーンにおいて「高リスク」に指定された地域や産業・製品が関わっている場合には特に注意が必要となる。

¹⁷⁷ 強制労働製品禁止規則 第 20 条 5 号

¹⁷⁸ 強制労働製品禁止規則 第 28 条、第 29 条、第 30 条

¹⁷⁹ 強制労働製品禁止規則 第 23 条 2 項、第 37 条

¹⁸⁰ 国家による強制労働による場合を含めて検討される。

¹⁸¹ 強制労働製品禁止規則 第 8 条

(3) ガイドライン

EU は、関係するステークホルダーとも相談の上、2026 年 6 月 14 日までに次のガイドラインを公表する予定である¹⁸²。

- ・ 強制労働（児童労働、国家による強制労働を含む）に関するデューディリジェンス
- ・ 強制労働を停止、救済するための推奨実務
- ・ 強制労働製品禁止規則執行に関する実務（当局によるリスクベースの調査、証拠）
- ・ 税関提出書類（製品、製造者、生産者、サプライヤーなどの情報）
- ・ 強制労働に関するリスク指標（ILO をはじめとする国際機関、産業界、労働組合、デューディリジェンスを要請する EU 法に基づく実務などを考慮したもの）
- ・ 主導管轄当局による調査への応答、提出書類
- ・ 主導管轄当局への資料の提出方法
- ・ 制裁金と基準
- ・ 遵守の支援となる情報

なお、これらのガイドラインは、例えば CSDDD など、他の EU 法に基づき発行されるガイドラインと整合性の取れたものになる見込みである。

10. デューディリジェンスとの関係

強制労働製品禁止規則は、CSDDD をはじめとする他の EU または国内法に基づくデューディリジェンス義務に追加して新たなデューディリジェンスの義務を創設するものではない¹⁸³。ただし、主導管轄当局による調査対象となった場合には、事業者はサプライチェーンにおいて強制労働リスクを特定、防止、緩和、救済または停止のために取った措置に関する情報を主導管轄当局に提出することが求められるため、実質的には、事業者は何らかのデューディリジェンスを実施することが必要となる。一方、事業者に期待されるデューディリジェンスの内容については、製品に関する強制労働を特定、防止、緩和または停止するために必要とされる義務的な要請、自主的なガイドライン、推奨¹⁸⁴に沿ったものと規定されているほかには¹⁸⁵、強制労働製品禁止規則の中では詳細な規定はないが、今後デューディリジェンスのあり方についてのガイドラインが示される予定である¹⁸⁶。

11. 実務上の注意点・対策

強制労働製品禁止規則の適用開始は 2027 年 12 月 14 日と少し先になるが、遵守のために必要な体制構築および円滑な運用には時間を要するため、今から積極的に準備を開始することが重要である。また、前述の CSDDD をはじめとするデューディリジェンスに関する実務上の留意点も参考となる。強制労働製品禁止規則の実務上の注意点・対策としては、次の事項が挙げられる。

¹⁸² 強制労働製品禁止規則 第 11 条

¹⁸³ 強制労働製品禁止規則 第 1 条

¹⁸⁴ 例えば、デューディリジェンスを義務付ける EU または国内法、欧州委員会からのガイドライン、OECD によるデューディリジェンス・ガイダンスをはじめとする国際機関からのガイドラインや推奨事項が挙げられる（強制労働製品禁止規則 第 17 条）。

¹⁸⁵ 強制労働製品禁止規則 第 2 条（3）

¹⁸⁶ 強制労働製品禁止規則 第 11 条（a）

(1) サプライチェーンの把握・分析

EU 域内で流通または EU 域外への輸出が想定される製品のサプライチェーン上にある企業は、サプライチェーン上の強制労働のリスクに効果的に対応できるように、サプライチェーンの確認、製品の原材料調達、生産、流通過程を追跡し、記録・管理する仕組み（いわゆるトレーサビリティシステム）の構築、リスク管理、デューディリジェンスの導入といった対応が必要となる。また、仮に自身や直接取引先が EU 域内での流通または EU 域外への輸出をしていなかったとしても、自身の製品や自身の製品を組み込んだ製品が EU 域内での流通または EU 域外への輸出を想定しているものであれば、同様の対策が必要になりうるため、自身の製品がサプライチェーン上のどの位置に存在し、どこに強制労働リスクがあるかを把握することが必要となる。

このようなサプライチェーンの把握、分析にあたっては、調査を行うだけではなく、各段階でどのような調査を実施し、評価したかを記録に残しておくことが望ましい。

(2) 既存の法令遵守体制の活用・更新

国連指導原則などの国際的枠組、人権・環境デューディリジェンスを義務化した CSDDD や各国法の遵守のために準備をしている企業にとっては、法令遵守体制を新たに構築するというよりは、現状を今一度確認し、不足分を適宜調整していくというアプローチも考えられる。強制労働製品禁止規則では、強制労働の特定、対処のためのデューディリジェンスに関して具体的なステップまでは定められていないが、同規則が強制労働を用いた製品の流通を禁止することで CSDDD をはじめとするデューディリジェンスの義務化を図った法令遵守の実効性を強化する目的を有することを考慮すれば、これらの法令が参照する国連指導原則や OECD によるデューディリジェンス・ガイダンスをはじめとする既存の枠組を参照して体制構築をしていくことが望ましい。

また、既存の強制労働製品を禁止する既存の法律に対応している企業は、その遵守体制を出発点として、強制労働禁止規則との差異を確認しながら遵守体制を整備していくことも考えられる。例えば強制労働製品を禁止する既存の法律の一例として、強制労働製品の輸入を禁止する米国関税法 307 条¹⁸⁷、米国の新疆ウイグル自治区のウイグル族に対する人権侵害に関連する製品の輸入を禁止するウイグル強制労働防止法¹⁸⁸が挙げられる。

強制労働禁止規則との代表的な差異として、米国のウイグル強制労働防止法は、特定の国・地域を指定して強制労働製品の輸入を禁止するものであるが、EU の強制労働製品禁止規則はこのような地域や製品の限定はなく適用される。また、米国では、外国産の強制労働製品の自国への輸入を禁止するものであるのに対し、強制労働製品禁止規則は生産地にかかわらず EU 市場での流通および他国への輸出も禁止されており、対象範囲が広い。さらに、米国では既に流通された製品の事後的な撤去や廃棄は求められていないものの、強制労働製品禁止規則は主導管轄当局の調査・決定次第では、既に流通された強制労働製品の EU 市場からの回収・処分、置換といった措置が求められる可能性がある。広範な適用範囲および強制労働製品に対して求められる措置の内容を考慮すれば、強制労働製品禁止規則による企業への負担が高い。このような差異を意識しつつ、社内の遵守体制を整備していく必要がある。

¹⁸⁷ Section 307 of the Tariff Act of 1930 (19 U.S.C § 1307) <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/policy>>.

¹⁸⁸ U.S. Department of Homeland Security, Uyghur Forced Labor Prevention Act <<https://www.dhs.gov/uflpa>>.

(3) 事業方針の確認、運用

専門家の助言を受けながら強制労働に対処するための方針、実務の見直しを行う。例えば、社内においては、強制労働に対処するための方針や企業行動規範の整備、責任者の設置、強制労働の特定のための社内手続の整備などが挙げられる。サプライヤー対応としては、サプライヤー行動指針、継続的なデューディリジェンスの実施、監査、供給契約への強制労働に対処するための条項の追記など、サプライヤーと協力して強制労働に対応していくことが考えられる。また、強制労働について注意喚起するため、研修の機会を設けることも有益である。さらに、強制労働を特定するためのモニタリングおよび違反が確認された場合の救済措置についても整備しておく必要がある¹⁸⁹。

(4) 高リスク製品の把握

強制労働製品規則の下での「高リスク」リストは今後準備されるが、既存の枠組において高リスクと位置付けられる地域・製品を参考にして、自社の製品が高リスクに該当するか把握し、高リスクに該当する地域・製品があれば優先的に対応することを検討する。例えば、発生場所を問わず、世界各地の深刻な人権侵害に責任、関与または関連のある個人、組織に制裁を加える EU グローバル人権制裁制度¹⁹⁰の下で随時更新されるリストや製品を参照すれば、高リスクとされる製品、地域もある程度予想がつくと思われる。また、米国政府が公表している強制労働または児童労働のリスクが高い製品のリスト¹⁹¹、ウイグル強制労働防止法に関して公表されている優先分野リスト¹⁹²、事業者リスト¹⁹³も参考になる。全ての製品につき同時に対応することが難しければ、これらの資料を参考に高リスクと思われる地域、製品から優先的に対応していくことが考えられる。

(5) 通関のための追加書類

EU に輸出を行う企業は、輸入申告書、原産地証明書など、既に欧州連合関税法典（UCC : Union Customs Code）¹⁹⁴で求められる書類に加えて、製造者または生産者、サプライヤーに関する情報の税関への提出が必要になる可能性がある。具体的な書類、運用は今後発行されるガイドラインなどを参照する必要があるが、製品のサプライチェーン関連の情報が求められうるため、今後のガイドライン発行などの動向に注意を要する。

(6) ガイドライン、国内法化の動向の継続的注視

前述のとおり、今後 2026 年にかけて、欧州委員会からは、強制労働（児童労働、国家による強制労働を含む）に関するデューディリジェンス、強制労働を停止、救済するための推奨実務、執行に関する実務、税関提出書類、リスク指標、主導管轄当局による調査、制裁金と基準、遵守の支援となる情報に関するガイドラインが発行される予定である。今後このよう

¹⁸⁹ 欧州企業の具体的な取組事例につき、日本貿易振興機構（ジェトロ）「欧州企業の持続可能な調達方針に関する調査報告書」（2023 年 3 月）<<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/1a4e48dba2c5e39a.html>>.

¹⁹⁰ Council of the EU, Press release "EU Global Human Rights Sanctions Regime: listings renewed for an additional year" <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/02/eu-global-human-rights-sanctions-regime-listings-renewed-for-an-additional-year/>>.

¹⁹¹ U.S. Department of Labor, "List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor" <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>>.

¹⁹² U.S. Department of Homeland Security, Press Release, "Forced Labor Enforcement Task Force Adds Aluminum, PVC, and Seafood as New High Priority Sectors for Enforcement of Uyghur Forced Labor Prevention Act" (9 July 2024) <<https://www.dhs.gov/news/2024/07/09/forced-labor-enforcement-task-force-adds-aluminum-pvc-and-seafood-new-high-priority>>.

¹⁹³ U.S. Department of Homeland Security, UFLPA Entity List <<https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>>.

¹⁹⁴ Consolidated text: Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council of 9 October 2013 laying down the Union Customs Code <<http://data.europa.eu/eli/reg/2013/952/2022-12-12>>.

なガイドラインが発行されることも念頭に置きつつ、先行して準備を進めることが重要である。また、強制労働製品禁止規則に関するプラットフォームやポータルウェブサイトの設置状況についても、引き続き動向を注視する必要がある。

12. まとめ

強制労働製品禁止規則の遵守にあたり、同規則が人権・環境デューディリジェンスを求める CSDDD などの法令や関連する開示を求める CSRD などの法令の運用と密接に関係していることを念頭に置く必要がある。強制労働製品禁止規則が EU または国内法に基づくデューディリジェンス義務に追加して新たなデューディリジェンスの義務を創設するものではないとはいえ、実質的には強制労働に関するリスクを特定、防止、緩和、救済または停止のために取った措置に関する情報が求められる可能性があり、その対応のために、実質的には事業者は何らかのデューディリジェンスを実施することが必要となる。

前述のとおり、強制労働製品禁止規則は、自身が直接 EU 市場で活動していなくても、自身の製品が最終的に EU 市場に流通される、または EU 域内から域外に輸出される場合には、取引先から情報提供を求められるほか、強制労働への対応を求められるなどの影響を受ける。違反があった場合には製品の流通・輸出禁止、回収・処分、置換などの措置が求められるため、企業にとっての負担も大きい。違反が発覚してから事後的に対応するよりも、事前にサプライチェーン上のリスクを把握し、取引先と連携して積極的に対応していくことが望ましい。また、対応を行っていれば、調査が入った場合でも、強制労働関係の課題に真摯に取り組んでいたことを示すことができる。

CSDDD に対する対応と同様、今後欧州委員会から出されるガイダンスや各 EU 加盟国からの発信なども参考にしながら継続的な取組が必要となるが、基礎があるほどその調整もしやすい。仮に現時点で EU 市場と全く接点がない場合でも、サプライチェーンが国境を越えて複雑に関係している現在、EU 市場が直接関連する企業はもちろんのこと、それ以外の企業においても、自社のサプライチェーンの現状と課題を把握し、強制労働に関するリスクについて先を見越して前向きに積極的な対応を取っていくことが期待される。

V. 別紙：人権・環境デューディリジェンス実施のための参考資料¹⁹⁵

全体	
国際連合 人権理事会	ビジネスと人権に関する指導原則 https://www.ohchr.org/en/business-and-human-rights/publications-and-resources
ILO	多国籍企業宣言 https://www.ilo.org/publications/tripartite-declaration-principles-concerning-multinational-enterprises-and-3
OECD	多国籍企業行動指針 https://mneguidelines.oecd.org/mneguidelines/
OECD	OECD デューディリジェンス・ガイダンス https://mneguidelines.oecd.org/ue-diligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm
UNDP	人権・環境デューディリジェンス 実務ツール (Practical Tool for Business on Human Rights Due Diligence and the Environment) https://www.undp.org/rolhr/publications/practical-tool-business-human-rights-due-diligence-and-environment-hrdde
国連グローバル・コンパクト	ビジネスと人権ナビゲーター (Business & Human Rights Navigator) https://bhr-navigator.unglobalcompact.org/

¹⁹⁵ 当該別紙は人権・環境デューディリジェンス実施のための参考資料を網羅的に列挙したものではなく、欧州で一般的に参照されている資料を中心に例示したものである。

トピック・セクター別資料	
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：総合 https://mneguidelines.oecd.org/sectors/
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：採掘 https://mneguidelines.oecd.org/stakeholder-engagement-extractive-industries.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：紛争地域・高リスク地域からの鉱物 https://mneguidelines.oecd.org/mining.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：農業 https://mneguidelines.oecd.org/rbc-agriculture-supply-chains.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：衣料・履物 https://mneguidelines.oecd.org/responsible-supply-chains-textile-garment-sector.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：金融・機関投資家 https://mneguidelines.oecd.org/rbc-financial-sector.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：鉱物産業における児童労働 https://mneguidelines.oecd.org/child-labour-risks-in-the-minerals-supply-chain.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：小規模な金の採掘 https://mneguidelines.oecd.org/artisanal-small-scale-miner-hub.htm
OECD	OECD デューディリジェンス・セクター別ガイダンス：スポーツと収賄 https://mneguidelines.oecd.org/sport-corruption-rbc.htm
ドイツ政府	ドイツ政府 CSR 特設ページ https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Home/home.html
ドイツ政府	ドイツ政府サプライチェーン・デューディリジェンス法特設ページ https://www.bafa.de/EN/Supply_Chain_Act/supply_chain_act_node.html
UNDP	紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権デュー・ディリジェンスの強化手引書 (Heightened Human Rights Due Diligence for business in conflict-affected contexts) https://www.undp.org/ja/japan/publications/heightened-human-rights-due-diligence-business-conflict-affected-contexts-guide
BSR	紛争地・高リスクエリアにおけるビジネス (Business in Conflict-Affected and High-Risk Contexts) https://www.bsr.org/reports/BSR-Business-in-Conflict-Affected-High-Risk-Contexts-Report.pdf
ILO	児童労働の防止、特定、対処のためのサプライヤーガイダンス (Supplier guidance on preventing, identifying and addressing child labour) https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@ed_norm/@ipecc/document/s/publication/wcms_792211.pdf
ILO-IOE	ビジネスのための児童労働ガイダンスツール (Child Labour Guidance Tool for Business) https://unglobalcompact.org/library/3881#:~:text=ILO-IOE%20Child%20Labour%20Guidance%20Tool%20for%20Busi%EF%BE%ADness%20Provides
ILO	国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@asia/@ro-bangkok/@ilo-tokyo/documents/publication/wcms_735666.pdf
Ethical Trading Initiative & Ergon Associates	現代奴隷に関するリスク管理 (Managing Risks Associated with Modern Slavery) https://assets.cdcgroup.com/wp-content/uploads/2018/12/03105819/Managing-Risks-Associated-with-Modern-Slavery.pdf

指標	
Transparency International	腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) https://www.transparency.org/en/cpi/2023
Yale Center for Environmental Law & Policy	環境パフォーマンス指数 (Environmental Performance Index) https://epi.yale.edu/
国際労働組合総連合 ITUC	ITUC グローバル権利指数 (ITUC Global Rights Index: Walk Free, Global Slavery Index) http://www.globalslaveryindex.org
UNDP	人間開発指数 (Human Development Index) https://hdr.undp.org/data-center/country-insights#/ranks
世界銀行	世界ガバナンス指標 (Worldwide Governance Indicators) https://www.worldbank.org/en/publication/worldwide-governance-indicators – 国民の発言力と説明責任 (Voice and Accountability) – 政治的安定と暴力の不在 (Political Stability and Absence of Violence/Terrorism) – 政府の有効性 (Government Effectiveness) – 規制の質 (Regulatory Quality) – 法の支配 (Rule of Law) – 汚職の規制 (Control of Corruption)
Heritage Foundation	経済自由度指数 (Index of Economic Freedom) https://www.heritage.org/index/
Freedom House	世界自由度スコア (Freedom in the World Score) https://freedomhouse.org/countries/freedom-world/scores
Institute for Economics and Peace	世界平和度指数 (Global Peace Index) https://www.visionofhumanity.org/maps/
世界経済フォーラム	グローバルジェンダーギャップ報告 2024 (Global Gender Gap Report 2024) https://www.weforum.org/publications/global-gender-gap-report-2024/

ステークホルダー主導の取組	
自動車/エネルギー	ドイツ政府セクター別ダイアログ (Sector dialogues) https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/Implementation-support/Sector-dialogues/sector-dialogues.html
服飾	Fair Wear 財団 https://www.fairwear.org/
食品・飲料/ 電気自動車/消耗品/ 太陽光エネルギー/中国	ETI Sverige https://etisverige.se/english/
全般	Social and Economic Council of the Netherlands https://www.ser.nl/en
全般	United Nations Global Compact https://unglobalcompact.org/
公共調達	Netherlands Enterprise Agency https://english.rvo.nl/
マルチステークホル ダーパートナー	Multi-Stakeholder Partnership for the Implementation of the 2030 Agenda https://partnerschaften2030.de/en/about-msps/
人身取引	EU Network of National Coordinators and Rapporteurs and EU Civil Society Platform https://home-affairs.ec.europa.eu/news/eu-network-national-coordinators-and-rapporteurs-and-eu-civil-society-platform-join-efforts-against-2024-12-11_en
紛争鉱物	Responsible Business Alliance https://www.responsiblemineralsinitiative.org/minerals-due-diligence/risk-management/conflict-affected-and-high-risk-areas/

日本語での資料	
日本政府	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html
日本政府	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料 https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html
日本政府	ビジネスと人権ポータルウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html
日本政府	「ビジネスと人権」に関する取組事例集 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100230712.pdf
日本政府	「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書 https://www.moj.go.jp/content/001417137.pdf
農林水産省	食品企業向け人権尊重の取組のための手引き https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinkentebiki.html
厚生労働省	労働におけるビジネスと人権チェックブック https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/001321164.pdf
日本貿易振興機構/ILO	責任ある企業行動と人権デューデリジエンス：日本企業のグッドプラクティス https://www.ilo.org/ja/publications/responsible-business-conduct-and-human-rights-due-diligence-good-practices-JPN
日本貿易振興機構	特集 サプライチェーンと人権 https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm
日本貿易振興機構	「ビジネスと人権」早わかりガイド https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/pdf/202401.pdf
日本貿易振興機構	「サプライチェーンと人権」に関する法制化動向 https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/aea11c7aa332ac1f.html
日本貿易振興機構	欧州企業の持続可能な調達方針に関する調査報告書 https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/1a4e48dba2c5e39a.html
アジア経済研究所	「ビジネスと人権—国家・企業・市民として—」 https://www.ide.go.jp/Japanese/New/Special/BHR.html
電子情報技術産業協会	責任ある企業行動ガイドライン https://www.jeita.or.jp/japanese/pickup/category/2020/200331.html
日本繊維産業連盟	繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン https://www.jtf-net.com/sengen.htm
太陽光発電協会	太陽光発電産業のサプライチェーン等における人権尊重に係る取組ガイダンス https://www.ipea.gr.jp/news/8110/

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250008>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp